

農林水産物・食品の輸出の現状と 事業者にご活用いただける主な支援策等について

～ 民間金融機関様向け ～

2022年10月

農 林 水 産 省

北 陸 農 政 局

目 次

1. 農林水産物・食品の輸出の現状	p.2
2. 政府の輸出促進政策	p.9
3. 事業者にご活用いただける主な支援策等	p.21
① 輸出事業計画の概要	
② 認定輸出事業者等にご活用いただける主な支援策	
③ その他の主な支援策	
④ 規制等	
(参考1) JETRO等による事業者支援	p.73
(参考2) 北陸四県の農林水産物・食品の輸出取組事例	p.86

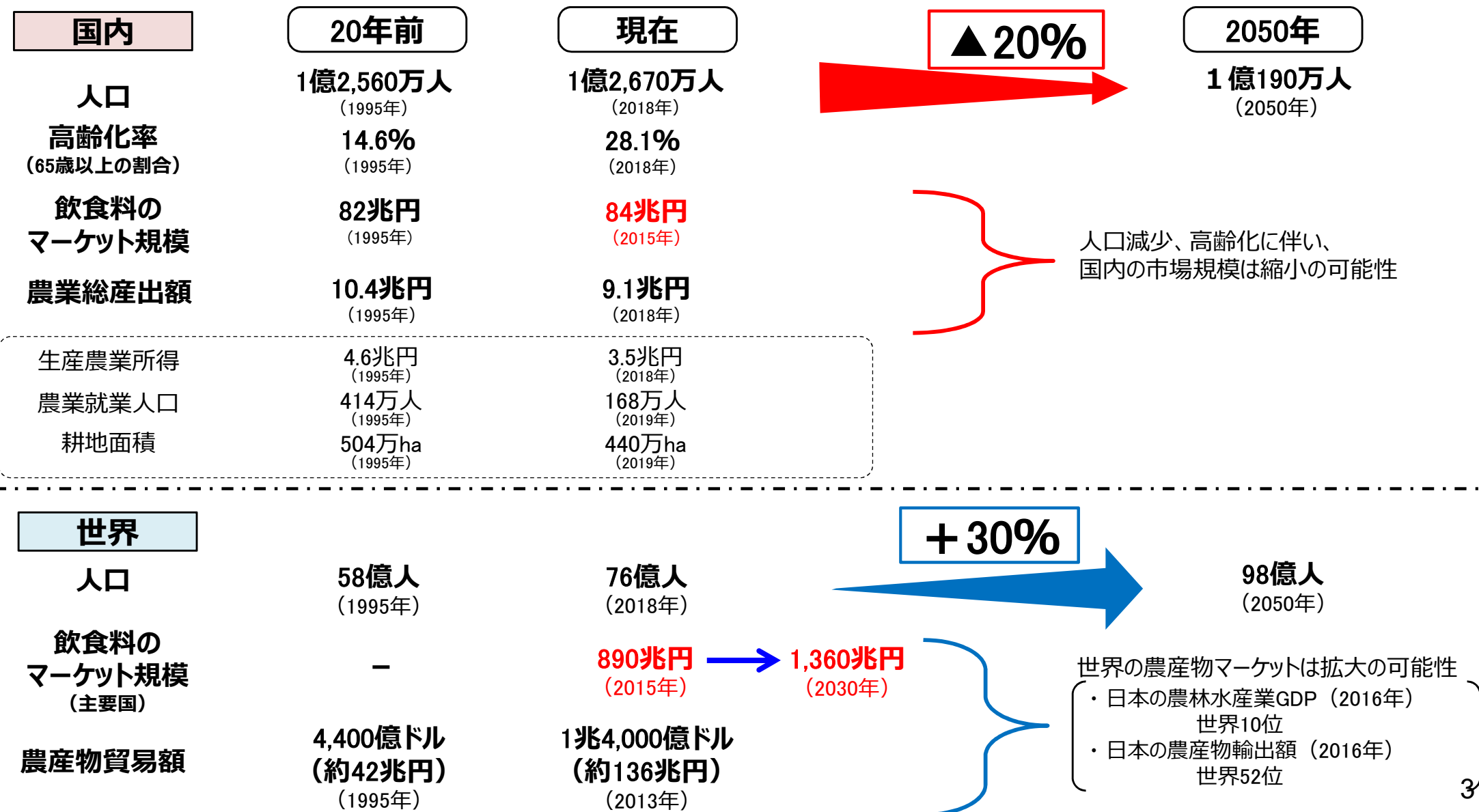
1. 農林水産物・食品の輸出の現状



国内外の需要の変化



- 2050年には日本国内の人口は20%減少し、高齢化率は大きく増加することから、**今後国内の食市場の大きな拡大は見込めない。**
- 一方で、**世界人口は30%増加。**世界の食市場は、日本のマーケットとなる可能性。

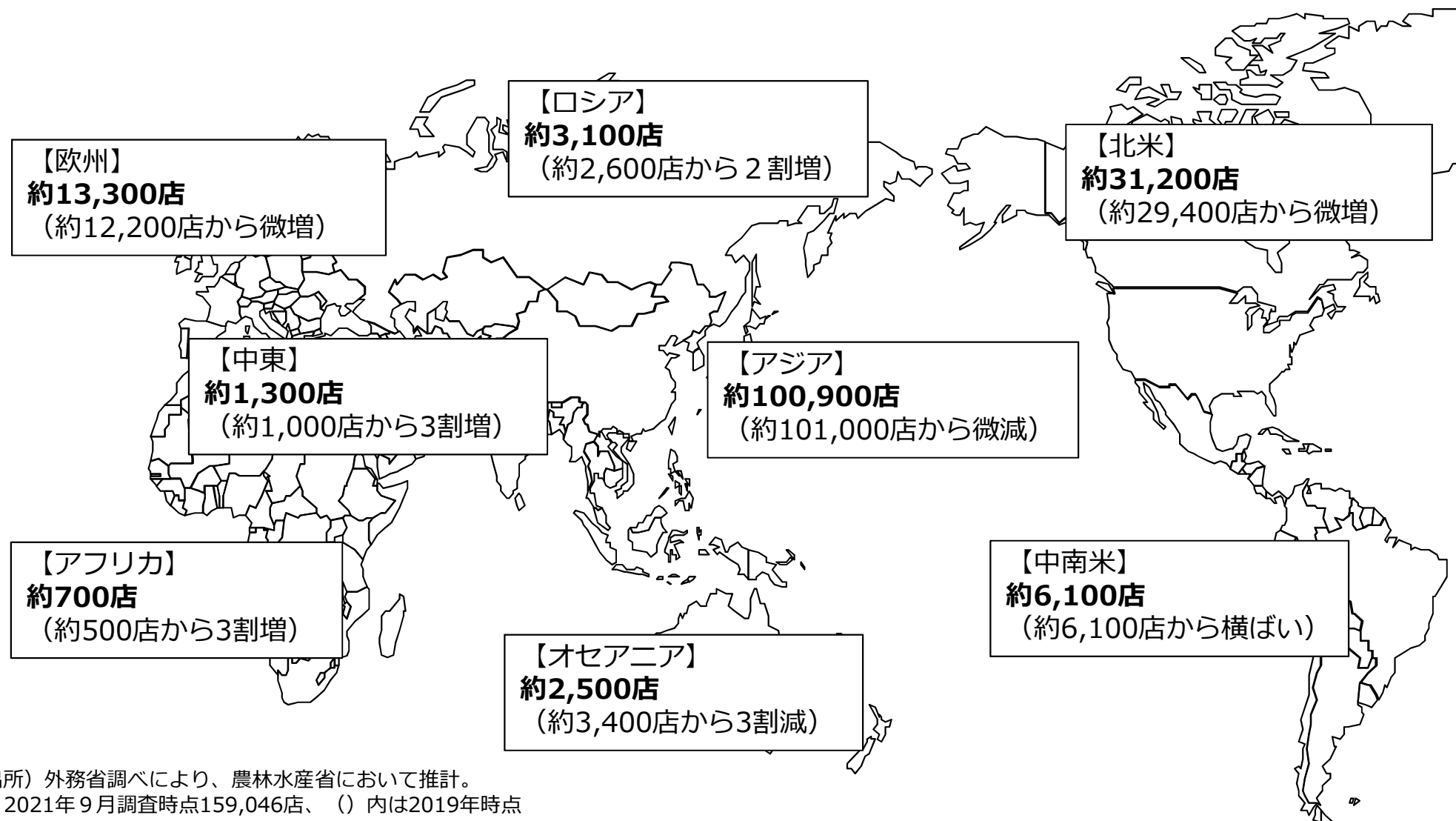


海外における日本食の広がり

■ **2021年の海外における日本食レストランは、2019年の約15.6万店から微増の約15.9万店。**

【約2.4万店(2006年)→約5.5万店(2013年)→約8.9万店(2015年)→約11.8万店(2017年)→約15.6万店(2019年)→約15.9万店(2021年)】
(7年間で2.3倍) (2年間で1.6倍) (2年間で1.3倍) (2年間で1.3倍) (2年間で1.0倍)

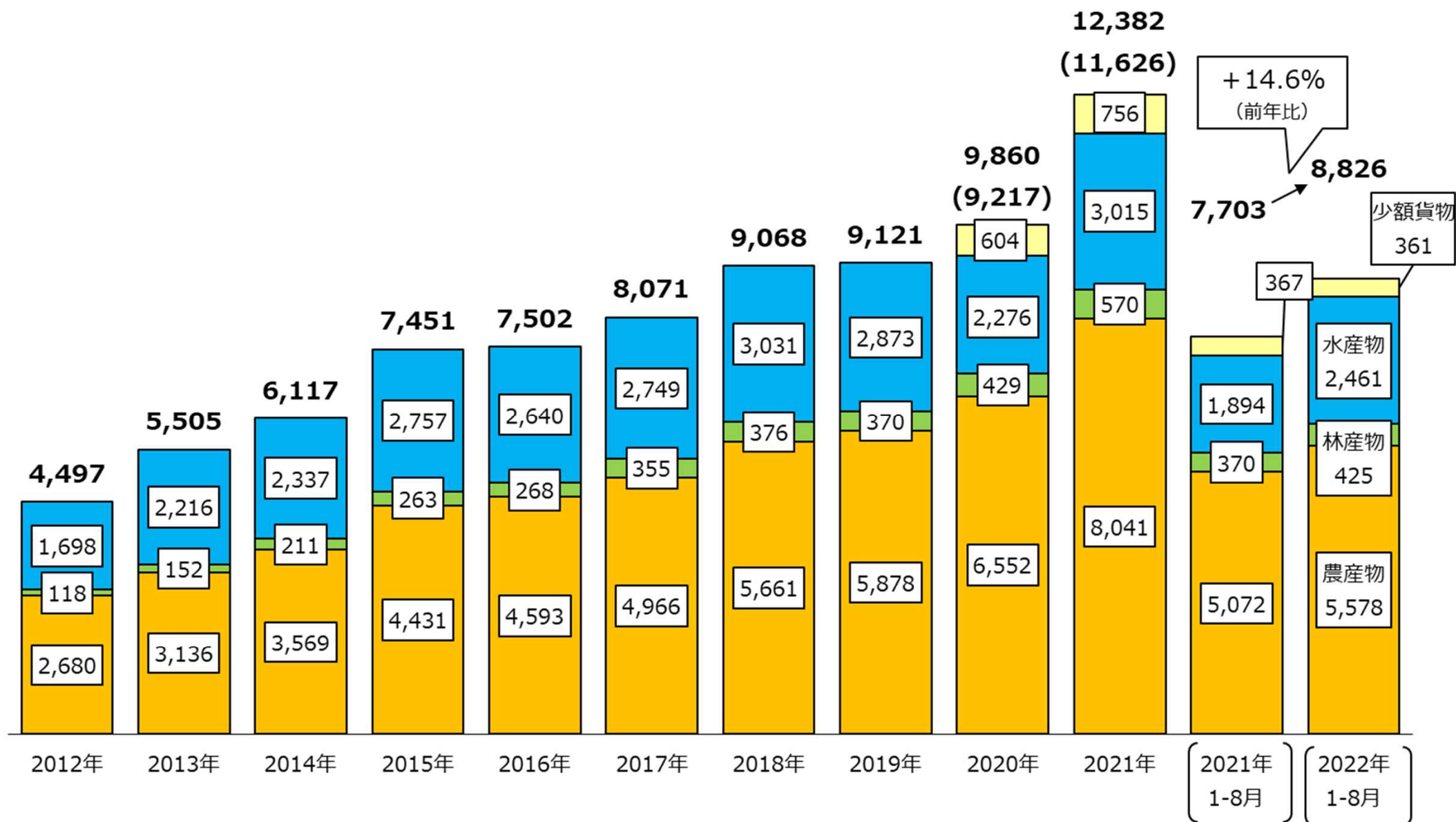
※ 2013年12月「和食：日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録。



(出所) 外務省調べにより、農林水産省において推計。
2021年9月調査時点159,046店、()内は2019年時点

農林水産物・食品 輸出額の推移

(単位：億円)



※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

※2020年の(9,217)は少額貨物及び木製家具を含まない数値

2021年の(11,626)は少額貨物を含まない数値

2022年の農林水産物・食品 輸出額（1－8月）品目別



品 目	金 額 (百万円)	前年比 (%)
加工食品	323,943	+11.0
アルコール飲料	93,273	+22.9
日本酒	31,629	+30.7
ウイスキー	38,882	+14.0
焼酎（泡盛を含む）	1,436	+45.5
ソース混合調味料	32,141	+18.6
清涼飲料水	30,724	+17.0
菓子（米菓を除く）	15,063	+15.9
醤油	6,261	+6.6
味噌	3,453	+22.7
米菓（あられ・せんべい）	3,262	▲ 10.4
畜産品	78,075	+10.3
畜産物	58,447	+6.8
牛肉	30,542	▲ 5.9
牛乳・乳製品	19,907	+25.9
鶏卵	5,326	+42.4
豚肉	1,432	▲ 10.3
鶏肉	1,240	+6.5
穀物等	39,609	+13.6
米（援助米除く）	4,433	+22.3
野菜・果実等	35,132	+13.8
青果物	21,304	+10.2
りんご	4,925	▲ 28.3
いちご	3,807	+28.9
ぶどう	2,499	+43.3
もも	2,456	+22.6
ながいも	1,663	+16.0
かんしょ	1,494	+8.7
なし	754	+165.6
かんきつ	668	+13.8
かき	202	▲ 51.9

品 目	金 額 (百万円)	前年比 (%)
その他農産物	81,065	+2.9
たばこ	7,856	▲ 21.5
緑茶	13,996	+5.9
花き	5,735	▲ 8.7
植木等	4,468	▲ 13.6
切花	1,111	+14.6
林産物	42,531	+14.9
丸太	14,157	▲ 3.1
製材	6,942	+14.1
合板	6,796	+41.7
木製家具	4,317	+26.6
水産物（調製品除く）	196,070	+31.7
ホタテ貝（生鮮・冷蔵・冷凍等）	55,073	+52.9
ぶり	24,616	+47.8
さば	14,626	▲ 20.5
真珠（天然・養殖）	13,885	+25.3
かつお・まぐろ類	12,544	▲ 5.6
いわし	10,032	+73.9
たい	4,836	+43.2
さけ・ます	2,692	+38.6
すけとうたら	2,162	+55.8
さんま	227	▲ 56.6
水産調製品	50,078	+23.6
なまこ（調製）	11,099	▲ 0.2
練り製品	8,154	+16.2
ホタテ貝（調製）	5,331	+59.2
貝柱調製品	2,672	▲ 20.6

※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

※「牛肉」、「鶏卵」、「豚肉」、「鶏肉」、「かんしょ」、「かき」の金額はそれぞれの加工品を含む金額。
「青果物」、「かんしょ」、「かき」の前年同月比は加工品を除く金額で算出

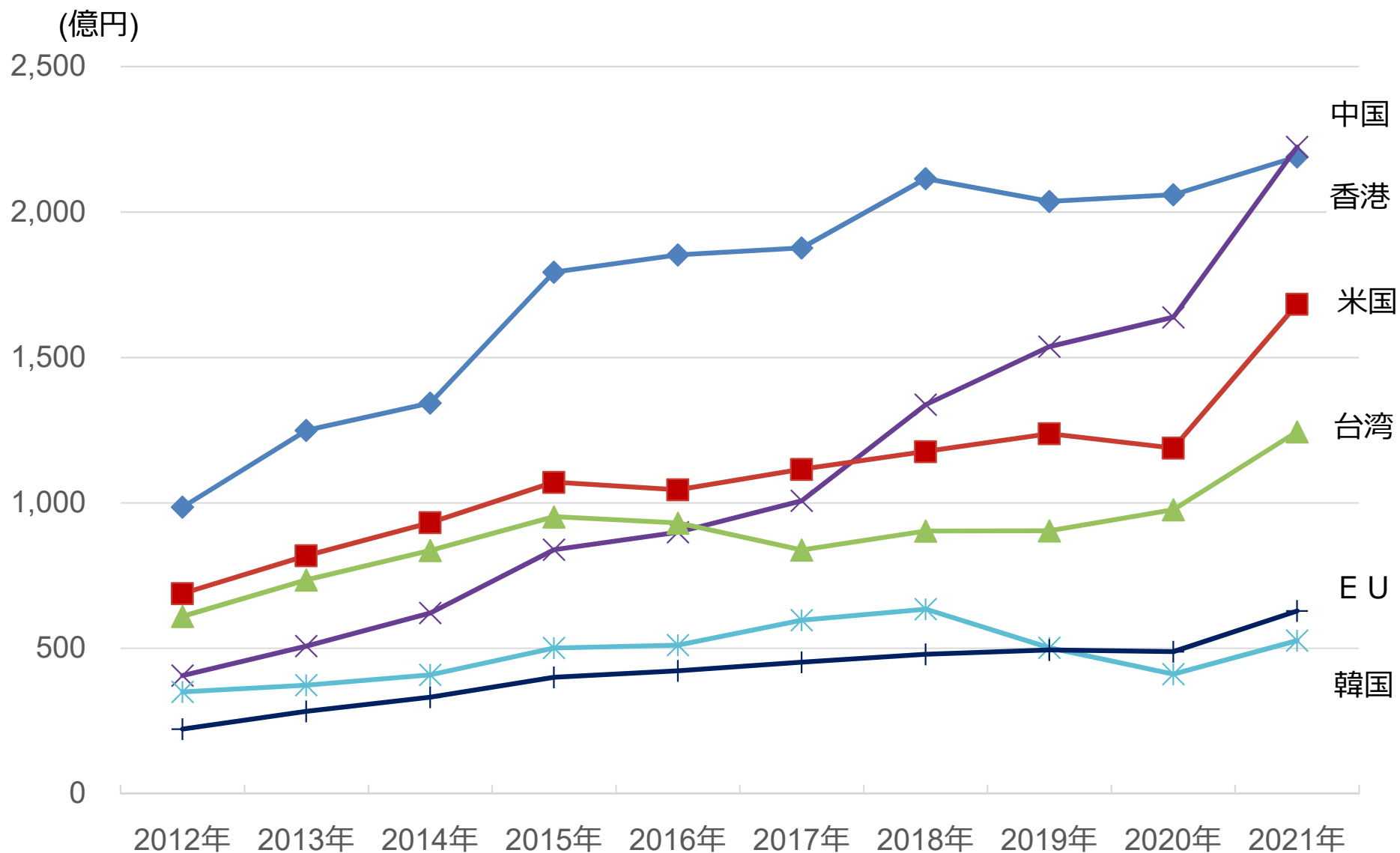
※「ぶり」の金額はぶり（活）を含む金額。但し、前年同月比はぶり（活）を除く金額で算出

2022年の農林水産物・食品 輸出額 国・地域別



順位	2022年1-8月（累計）							2022年8月（単月）				
	輸出先	輸出額 （億円）	金額 構成比 （%）	前年 同期比 （%）	輸出額内訳（億円）			輸出額 （億円）	前年 同月比 （%）	輸出額内訳（億円）		
					農産物	林産物	水産物			農産物	林産物	水産物
1	中華人民共和国	1,759	20.8	+23.4	1,027	162	570	274	+37.5	146	22	106
2	アメリカ合衆国	1,357	16.0	+27.8	928	51	378	151	+3.0	113	7	32
3	香港	1,271	15.0	▲ 8.9	826	10	435	168	▲ 7.7	107	1	60
4	台湾	829	9.8	+15.0	606	26	197	115	+25.7	87	2	26
5	ベトナム	443	5.2	+21.6	297	6	140	50	+52.3	36	1	13
6	大韓民国	409	4.8	+29.9	239	32	138	52	+32.1	31	4	17
7	シンガポール	348	4.1	+35.4	290	4	54	47	+36.0	40	0	6
8	タイ	346	4.1	+17.1	165	6	175	36	+1.6	21	1	15
9	フィリピン	198	2.3	+50.6	80	100	18	27	+78.7	12	13	2
10	オーストラリア	193	2.3	+27.6	166	1	25	37	+42.6	34	0	2
－	E U	449	5.3	+13.7	362	11	76	51	▲ 17.0	44	1	6

(参考) 国・地域別輸出額の推移



2. 政府の輸出促進政策



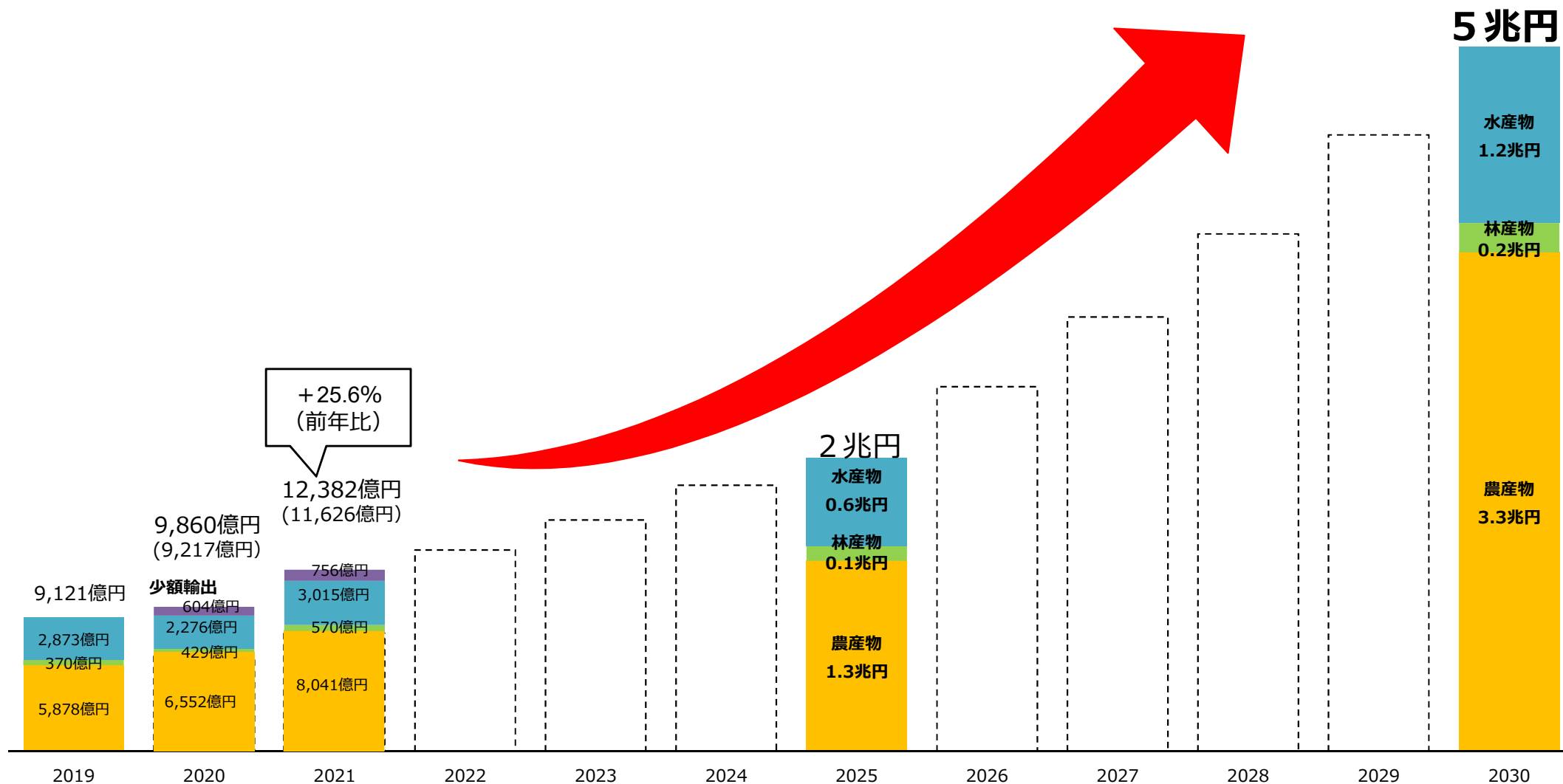
政府の輸出促進政策



- 2019年11月、輸出先国による食品安全規制等に対応するため、輸出先国との協議等について、政府一体となって取り組むための体制整備等を内容とする、「**農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律**」が成立（令和2年4月1日施行）。
- 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）において、**2030年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標**を設定。
- 経済財政運営と改革の基本方針2020・成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）において、中間目標として、**2025年までに農林水産物・食品の輸出額を2兆円とする目標**を設定。
- 2020年12月、総理大臣を本部長とする「**農林水産業・地域の活力創造本部**」において2025年、2030年目標の達成に向けた戦略である「**農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略**」を決定。
- 2021年12月、総理大臣を本部長とする「**農林水産業・地域の活力創造本部**」において「**農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略**」を改訂し、輸出促進法等の改正など施策の方向を決定。
- 2022年5月、「**農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律**」が成立（令和4年10月1日施行）。改正法の成立を受け、2022年6月、「**農林水産業・地域の活力創造本部**」において、「**農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略**」を改訂。

農林水産物・食品の輸出実績及び新たな輸出額目標

○ 政府は、農林水産物・食品の輸出額目標を2025年までに2兆円、2030年までに5兆円と設定。



※少額貨物（1ロット20万円以下）を新たに輸出額のカウントに追加

※2019年から2021年の輸出実績は、財務省「貿易統計」を基に農水省作成
※2020年の（9,217）は少額貨物及び木製家具を含まない数値
2021年の（11,626）は少額貨物を含まない数値

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律 (令和4年法律第49号) の概要

(令和4年10月1日施行)



1 品目団体の法制化

- ・ オールジャパンで輸出先国・地域のニーズ調査やブランディング等に取り組み、市場の開拓等を行う法人を、申請に基づき認定する仕組みを創設

2 輸出事業計画の支援策の拡充

- ・ 輸出事業計画の記載事項として、輸出事業に必要な施設の整備に関する事項を追加
- ・ 輸出事業計画の認定を受けた者に対する日本政策金融公庫の業務の特例として、輸出事業に必要な資金の貸付けを措置（資金使途の追加、償還期限の延長）
※ 輸出事業計画に基づき行う施設等の整備に対する税制上（所得税・法人税）の特例を新設

3 民間検査機関による輸出証明書の発行

- ・ 国の登録を受けた民間検査機関が輸出証明書の発行を行える仕組みを創設

4 有機JAS制度の改善（JAS法改正）

- ・ JAS法を改正し、JAS規格の対象に有機酒類を追加
- ・ その他輸出促進に必要な事項を措置

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（R4年5月改訂）について



戦略の趣旨

- 2025年2兆円・2030年5兆円目標の達成は、海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）の産品を専門的・継続的に生産・販売する（＝「マーケットイン」）体制整備が不可欠



改訂の概要

- 輸出促進法等の一部改正法の成立（R4年5月19日）等を踏まえ、R4年度に実施する施策、R5年度以降の実施に向け検討する施策について、その方向性を決定

3つの基本的な考え方と具体的施策

1. 日本の強みを最大限に発揮するための取組

- ①輸出重点品目(28品目)と輸出目標の設定
- ②輸出重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標、手段の明確化
- ③品目団体の組織化とその取組の強化
- ④輸出先国・地域における専門的・継続的な支援体制の強化
- ⑤JETRO・JFOODOと認定農林水産物・食品輸出促進団体等の連携
- ⑥日本食・食文化の情報発信

2. マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援

- ⑦リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- ⑧マーケットインの発想に基づく輸出産地・事業者の育成・展開
- ⑨大口ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築
- ⑩輸出を後押しする農林水産事業者・食品事業者の海外展開の支援

3. 政府一体となった輸出の障害の克服

- ⑪輸出先国・地域における輸入規制の撤廃
- ⑫輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- ⑬輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援
- ⑭日本の強みを守るための知的財産対策強化

4. 国の組織体制の強化



輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策①(輸出重点品目(28品目)の選定)

○海外で評価される日本の強みを有し、輸出拡大余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な28品目を輸出重点品目に選定。

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
牛肉	和牛として世界中で認められ、人気が高く、引き続き輸出の伸びに期待。
豚肉、鶏肉	とんかつ、焼き鳥など日本の食文化とあわせて海外の日本ファンにアピールすることで、今後の輸出の伸びに期待。
鶏卵	半熟たまごが浸透し、生食できる卵としての品質が評価され、更なる輸出の伸びに期待。
牛乳・乳製品	香港や台湾で品質が高評価。アジアを中心に輸出の可能性。
果樹(りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品)、野菜(いちご)	甘くて美味しく、見た目も良い日本の果実は海外でも人気。
野菜(かんしょ等) ※	焼き芋がアジアで大人気。輸出が急増。
切り花	外国にはない品種に強み。輸出の伸び率が高い。
茶	健康志向の高まりと日本文化の浸透とともに欧米を中心にせん茶、抹茶が普及。
コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品	冷めても美味しい等の日本産米は寿司やおにぎり等に向き、日本食の普及とともに拡大が可能。
製材	スギやヒノキは、日本式木造建築だけでなく香りの癒しの効果も人気で、今後の輸出の伸びに期待。
合板	合板の加工・利用技術は、日本の得意分野。日本式木造建築とともに、今後の輸出の伸びに期待。

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
ぶり	脂がのっている日本独自の魚種。近年、米国等への輸出額が増加。
たい	縁起のよい赤色は中華圏でも好まれる。活魚輸出の増加に期待。
ホタテ貝	高品質な日本産ホタテ貝は世界で高く評価。水産物では輸出額ナンバーワン。
真珠	真珠養殖は日本発祥。日本の生産・加工技術が国際的に高評価。
清涼飲料水	緑茶飲料など日本の味が人気となり、伸び率が高い。
菓子	日本独自の発展を遂げ、他国にはない独創性。バラエティ豊かな商品とコンテンツの普及とともに海外で人気。
ソース混合調味料	カレールウなど日本食の普及とともに日本を代表する味に成長。
味噌・醤油	日本が誇る発酵食品。和食文化の浸透とともに欧米・アジア地域で人気も上昇。
清酒(日本酒)	「S A K E」は日本食のみならず各国の料理に合う食中酒等として世界中で認知が拡大中。
ウイスキー	日本産品の品質が世界中でブランドとして定着。
本格焼酎・泡盛	原料の特徴を残すユニークな蒸留酒としての評価があり、今後の輸出拡大に期待。

※その他の野菜(たまねぎ等)についても、水田等を活用して輸出産地の形成に積極的に取り組む。

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策②(重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標等の明確化)

○輸出重点品目毎に、輸出に向けたターゲット国・地域を特定し、ターゲット国・地域毎の輸出目標を設定。目標達成に向けた課題と対応を明確化。

牛肉

【目標額】
297億円(2019年) → 1,600億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
香港	51億円	330億円	消費者向けプロモーションの強化。スライス肉、加工品等の新たな品目の輸出促進。
台湾	37億円	239億円	
米国	31億円	185億円	認知度向上のためのプロモーション。様々な部位も含めた輸出促進。
EU	21億円	104億円	

○輸出産地 15産地

- 生産から輸出まで一貫して輸出に取り組むコンソーシアムを産地で構築
- 食肉処理施設等による輸出先国が要求する条件への対応
- 繁殖雌牛の増頭奨励金交付、牛舎等の施設整備等による生産基盤の強化

○販路開拓

- コンソーシアムによる産地と一体となった商談
- オールジャパンでの和牛の認知度向上に向け、日本畜産物輸出促進協議会やJFOODOによるプロモーションを実施

清酒（日本酒）

【目標額】
234.1億円(2019年) → 600億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
米国	68億円	180億円	高付加価値商品の輸出拡大
中国	50億円	130億円	輸入規制措置の撤廃に向けた交渉の継続 高付加価値化や販路拡大の取組を強化
香港	39億円	110億円	より高付加価値な商品の輸出拡大 周辺国・地域への波及効果も意識した販路開拓

○輸出産地 700者

- 輸出(年間1KL以上)を実施する者

○販路開拓

- 訪日外国人を対象とした試飲によるPRや酒造りの文化的価値の発信等の認知度向上
- 情報発信や事業者の販路拡大の取組を支援
- 団体が海外に設置するサポートデスクを活用した現地市場の情報収集や情報発信

コメ・コメ加工品

【目標額】
52億円(2019年) → 125億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
香港	15億円	36億円	中食・外食を中心にした需要開拓
米国	7億円	30億円	外食、EC等の需要開拓。 パックご飯・米粉の更なる市場開拓。
中国	4億円	19億円	EC、贈答用需要の開拓。指定精米工場等の活用・追加。
シンガポール	8億円	16億円	中食・外食を中心にした需要開拓

○輸出産地 30～40産地

- 千トン超の輸出用米の生産に取り組む産地を育成
- 大ロットで輸出用米を生産・供給
- 生産・流通コスト低減、輸出用米の生産拡大を推進

○販路開拓

- (一社)全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会による新興市場でのプロモーション等を実施

ぶり

【目標額】
229億円(2019年) → 542億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
米国	159億円	320億円	小売店の調達基準を満たす生産の拡大と安定供給。 現地の食嗜好に合わせた商品を開発・製造。
中国	13億円	60億円	活魚の需要があるアジア向けに、活魚運搬船を活用した物流・商流を構築
香港	11億円	40億円	

○輸出産地 5産地

- 漁場の大規模化、合養殖の推進、生け簀の整備により増産
- 育種や低魚粉飼料の開発により生産コストを低減

○販路開拓

- 水産物・水産加工品輸出拡大協議会と有限責任事業組合日本ブリ類養殖イニシアティブとが共同でプロモーション等を行うことを検討

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策③(輸出産地・事業者の公表、輸出事業計画の策定)

輸出拡大実行戦略に基づき、

- これまでに、主として輸出向けの生産を行う1,192の輸出産地・事業者をリスト化し、輸出事業計画を策定した者に対し、輸出産地の形成に必要な施設整備等を重点的に支援。
- これら輸出産地・事業者をサポートするために、食品事業者や商社OB等の民間人材を「輸出産地サポーター」として地方農政局等に配置。

輸出戦略においてリスト化した輸出産地・事業者

1,192産地・事業者を公表

(令和4年5月現在)

輸出重点品目	輸出産地数	輸出重点品目	輸出産地数
牛肉	18産地	コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品	30産地
豚肉	5産地	製材	4産地
鶏肉	7産地	合板	8社
鶏卵	6産地	ぶり	10産地
牛乳乳製品	2産地、5社	たい	3産地
果樹(りんご)	8産地	ホタテ貝	2産地
果樹(ぶどう)	6産地	真珠	1産地
果樹(もも)	6産地	清涼飲料水	7社
果樹(かんきつ)	15産地	菓子	46社
果樹(かき・かき加工品)	10産地	ソース混合調味料	14社
野菜(いちご)	13産地	味噌	20産地
野菜(かんしょ・かんしょ加工品・その他野菜)	38産地	醤油	30産地
切り花	8産地	清酒(日本酒)	619者
茶	12産地	ウイスキー	33者
		本格焼酎・泡盛	206者

輸出産地サポーターの配置

地方農政局等に民間の専門人材を「輸出産地サポーター」として採用するなどして、輸出産地・事業者の輸出事業計画の実行に向けて伴走型で支援

- 〈北海道〉
 - ・輸出商社、JETROでの勤務経験がある者を配置
- 〈東北〉
 - ・コメなどの食品輸出、輸出の手続きについての知見がある者を配置
- 〈関東〉
 - ・食肉や農産物の輸出、輸出の手続きについての知見がある者を配置
- 〈北陸〉
 - ・日本酒や食品の輸出の知見がある者を配置
- 〈東海〉
 - ・茶の輸出の知見がある者を配置
- 〈近畿〉
 - ・輸出商社での勤務経験や輸出入物流の知見がある者を配置
- 〈中国四国〉
 - ・食品の輸出や輸出入物流の知見がある者を配置
- 〈九州〉
 - ・輸出商社での勤務経験、農産物の輸出の知見がある者を配置

輸出拡大実行戦略に基づく輸出産地リスト掲載者数（北陸四県）



（令和4年5月20日公表）

輸出重点品目				輸出重点品目			
輸出産地数		実施主体数 （輸出事業計画 策定者数）	備 考	輸出産地数		実施主体数 （輸出事業計画 策定者数）	備 考
コメ・パックご飯	新潟県	3	3	醤油	富山県	1	1
	富山県	2	2		石川県	1	2
	石川県	1	1		福井県	1	1
	福井県	1	1	清酒（日本酒）	新潟県	42	—
品目合計		7産地			富山県	14	—
かき・かき加工品	富山県	1	1		石川県	26	—
品目合計		1産地			福井県	16	—
鶏肉	新潟県	1	1	ウイスキー	新潟県	1	—
品目合計		1産地			富山県	1	—
合板	石川県	1	—	本格焼酎・泡盛	富山県	2	—
品目合計		1産地			石川県	4	—
清涼飲料水	富山県	1	—		福井県	2	—
品目合計		1産地		品目合計		8産地	
菓子	新潟県	3	—	品目合計		2産地	
味噌	富山県	1	2	(10品目)			
	石川県	1	2				
	福井県	1	2	128		19	
品目合計		3産地					

北陸農政局管内における主な輸出事業計画

令和4年9月28日現在

☆

☆

☆

☆

【新潟県】 策定主体（所在地）	品目
新発田市輸出促進協議会（新発田市）	米
日本ホワイトファーム新潟コンソーシアム（新発田市）	鶏肉
新・新潟米ネットワーク合同会社（新潟市）	米
全農新潟県本部（新潟市）	米、パックご飯、米粉及び米粉製品
（株）新潟クボタ（新潟市）	米、パックご飯
新潟県酒造組合（新潟市）	清酒
にいがた有機農業輸出促進協議会（新潟市）	米
（株）想樹（三条市）	梨
越後製菓（株）（長岡市）	米菓、パックご飯、包装餅

9社

☆

☆

【富山県】 策定主体（所在地）	品目
（有）グリーンパワーなのはな（富山市）	米、米加工品
（農事）富山干柿出荷組合連合会（南砺市）	干柿
若鶴酒造株式会社（砺波市）	酒類（ウイスキー・リキュール・日本酒）
（株）ウメケン（富山市）	健康食品

4社

☆

☆

【石川県】 策定主体（所在地）	品目
大野醤油醸造協業組合（金沢市）	オーガニックグルテンフリー醤油、オーガニック醤油、丸大豆醤油
加賀建設（株）（金沢市）	棒茶
全農石川県本部（金沢市）	米
（有）わくわく手作りファーム川北（能美郡）	クラフトビール
（株）ヤマト醤油味噌（金沢市）	醤油、味噌、調味料
（株）オハラ（津幡町）	加工食品（くずきり、こんにゃく総菜、焼芋ペースト）

6社

☆

【福井県】 策定主体（所在地）	品目
（株）エコファームみかた（若狭町）	梅酒
（株）ペントフォーク（福井市）	米、米加工品
福井県農業協同組合（福井市）	米
（株）マイセンファインフード（鯖江市）	大豆加工品（プラントベースドフード）
新珠製菓（株）（越前市）	羽二重餅、大福

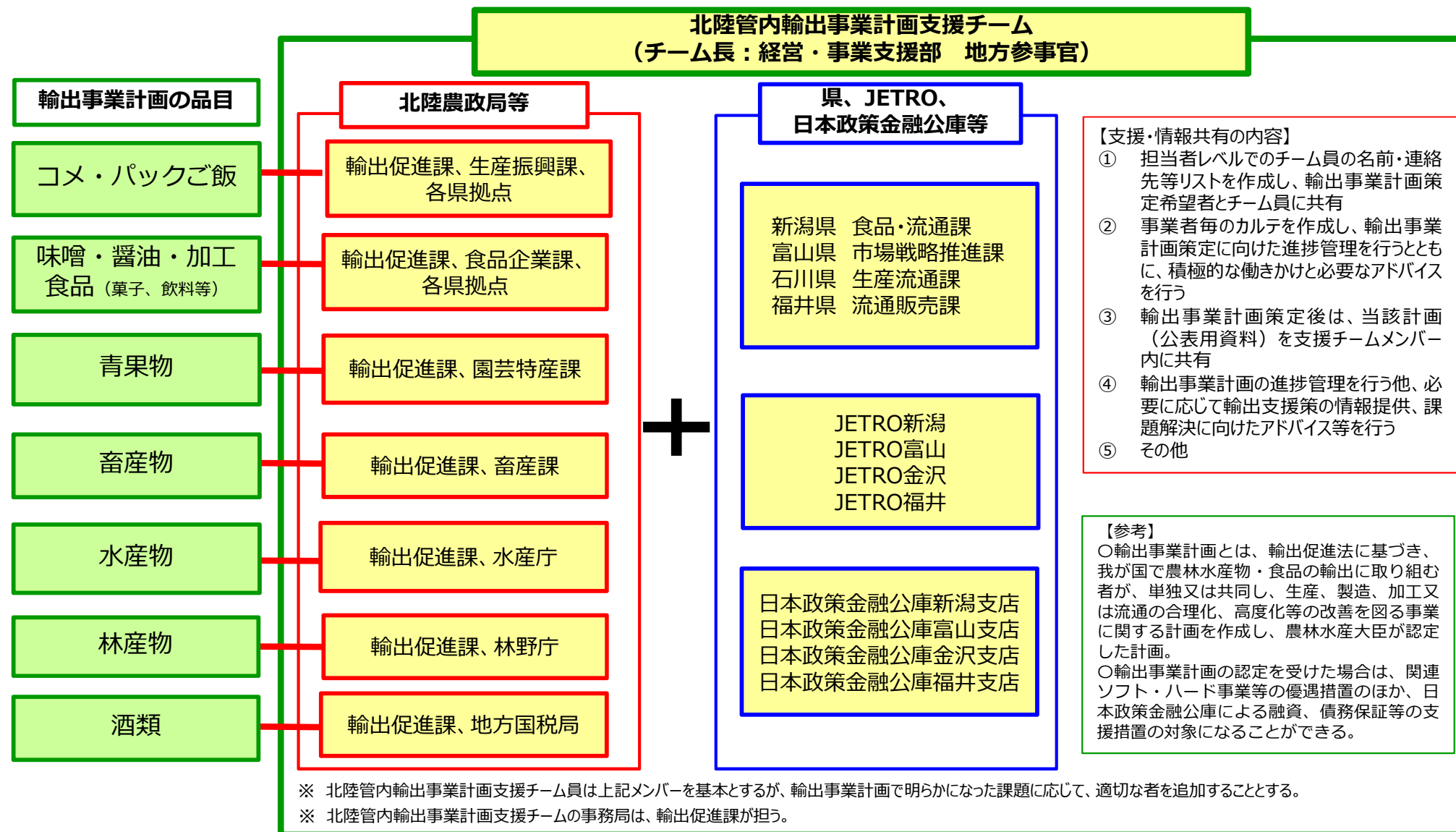
5社

合計24社

注：☆は、輸出拡大実行戦略に基づく輸出産地である。

北陸管内における輸出事業計画策定者等に対する支援体制

- 北陸農政局管内の輸出事業計画策定予定者及び策定事業者（支援チームによる支援を希望する場合に限る。）に対する支援体制は、以下のとおりとする。
- 輸出事業計画策定希望者より、輸出事業計画の策定意向が示された場合、輸出促進課は、担当で構成される支援チーム員の名簿・連絡先等を整理し、当該事業者とチーム員に支援チーム員リストを共有する。



輸出産地サポーターの配置

- マーケットインの発想に基づく輸出産地の育成を推進するためには、農林水産物・食品の輸出に関する専門的な知見を有し、関係支援機関とも密接に連携しながら、伴走型で事業者を支援していくことが重要。
- このため、北陸農政局では、令和4年6月1日から、農林水産物・食品の輸出実務に精通し、専門的な知見を有する外部人材（1名）を輸出産地サポーターとして採用し、輸出産地等を支援している。

【輸出産地サポーターの主な業務】

- 1 輸出促進法に基づく輸出事業計画の策定に向けた指導・助言
- 2 認定輸出事業計画の実行・評価・改善に係る支援
- 3 その他管内の輸出事業者に対する農林水産物・食品の貿易実務、諸外国の輸入規制、動植物検疫等対応に係る技術的な助言

【問い合わせ先】

経営・事業支援部輸出促進課

担当者：松木、栗野

代表：076-263-2161（内線3953）

ダイヤルイン：076-232-4233

FAX番号：076-232-4178

e-mail：hokuriku_yusyutsu@maff.go.jp

（※）輸出産地サポーターへのご連絡は、毎週火曜日・水曜日、9時～17時45分までにお願ひします。

輸出産地サポーターの経歴

まつき やすなり
松木 康成 氏



【主な経歴】

- ・ 2013年～2021年

自身が経営する会社において、海外の食品及び酒類の輸入に従事した他、主に北陸（石川県産）の食品・酒類の欧州向け輸出に取り組む。

- ・ 2019年～（現在）

JETROに入構（兼業）し、JETRO金沢に駐在しつつ、日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）国内フィールドマーケットとして、北陸ブロック（富山・石川・福井）を担当。（2022年からは、新潟も担当）

【一言コメント】

・ 北陸地方からの農林水産物・食品の輸出に少しでもお役に立てるよう、地域事業者の皆様に寄り添って一緒に考え、取り組んで参ります。
お困り事等ございましたら、遠慮無くご連絡下さい。

3. 事業者にご活用いただける主な支援策等



① 輸出事業計画の概要



輸出事業計画について①

輸出事業計画の認定制度とは

我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者は、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業（輸出事業）に関する計画（輸出事業計画）を作成し、農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる制度です。

今回の法改正により、①農林水産物・食品輸出基盤強化資金、②施設等の整備に対する所得税・法人税の特例、③日本政策金融公庫によるスタンバイ・クレジット制度、④食品等流通合理化促進機構による債務保証、⑤農地転用手続のワンストップ化が新たに措置されました。

法改正に伴う計画記載事項の追加

必須記載事項（第37条第2項）【従前どおり】

- ① 輸出事業の**目標**
- ② 輸出事業の対象となる**農林水産物・食品**及び**輸出先国**
- ③ 輸出事業の**内容**及び**実施期間**
- ④ 輸出事業の実施に必要な**資金額・調達方法**
- ⑤ その他農林水産省令で定める事項
 - －輸出事業の対象となる農林水産物・食品の**輸出の現状**
 - －輸出拡大に向けた**課題**

➤ ④輸出事業の実施に必要な資金額・調達方法について、計画期間中の年毎に必要な資金の額・内訳や資金調達の方法等を記載するよう様式を修正予定。



任意記載事項（第37条第3項）【本改正により追加】

施設整備に関する計画

- ① **施設の種類、規模**その他の施設の整備内容
 - ② 施設の用に供する**土地の所在、地番、地目及び面積等**
- **以下の支援策を活用する場合には、記載が必須。**
- ・ 施設等の整備に対する所得税・法人税の特例（割増償却）
 - ・ 農地法の特例（農地転用手続のワンストップ化）

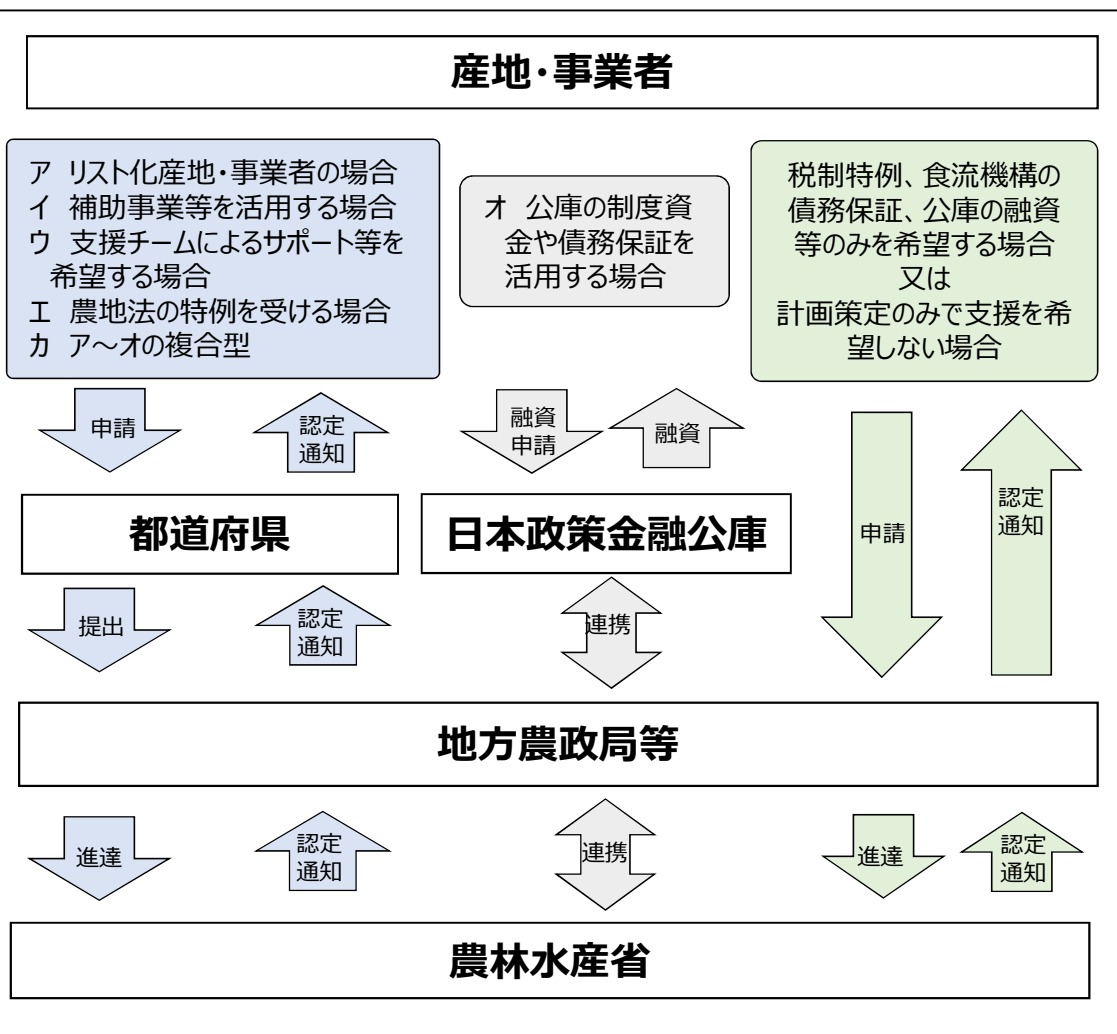
- 以下の支援策を活用する場合は、別様式の提出を求める予定。
- ・ 農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）
 - ・ 施設等の整備に対する所得税・法人税の特例（割増償却）
 - ・ 農地法の特例（農地転用手続のワンストップ化）

輸出関連予算事業と輸出事業計画のリンク

各種輸出関連予算事業については、①**輸出事業計画の策定が必要**、又は②**優先採択等の優遇措置を受けられる**ようになります。

輸出事業計画について②

法改正後の申請手順



【参考】輸出事業計画の認定基準

＜輸出事業計画の認定規程より＞

- ① **ターゲットとする輸出先国のニーズ**を具体的に把握していること。
 - ② **輸出に対応するための課題と取組**が明確な内容となっていること。
 - ③ **目標年における輸出額の設定**が現在の商流と新たな商流から適正な設定となっていること。
 - ④ 輸出事業計画の策定、計画策定後の実証や策定した計画の見直しを行うため、輸出事業に関する知見を有する者と連携して、**PDCAサイクルを回せる体制**が整備されていること。
- このほか、農地法の特例（農地転用手続のワンストップ化）に係る内容を含む場合は、農林水産大臣が関係都道府県知事等に協議し、知事等から転用を許可することができない場合に該当しないものとして同意が得られることが必要です。（第37条第7項）

「輸出事業計画の認定規程」、「輸出事業計画策定の手引き」、「輸出事業計画の申請手続や様式」等については、以下の農林水産省HPにて、ご確認下さい。

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/yusyutsu_keikaku.html

② 認定輸出事業者等にご活用いただける 主な支援策



輸出事業計画認定のメリット

1. 認定を前提とした事業の実施

令和3年度補正予算：7事業、令和4年度当初予算：6事業においては、輸出事業計画の認定が前提。

令和3年度補正予算事業名：食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策、農産物等輸出拡大施設整備事業、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業、グローバル産地づくり緊急対策のうち青果物輸出産地体制強化加速化事業、グローバル産地づくり緊急対策のうち加工食品輸出産地確立緊急対策、水産物輸出促進緊急基盤整備事業

令和4年度当初予算事業名：食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業、グローバル産地づくり推進事業のうち農林水産物・食品輸出関連信用保証支援業、食肉流通構造高度化・輸出拡大事業、食肉生産流通多角化対策のうち食肉生産流通多角化施設整備支援事業、持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち大規模契約栽培産地育成強化事業、木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

2. 関連事業における優遇措置（優先採択等）

令和3年度補正予算の10事業及び令和4年度当初予算の17事業において、輸出事業計画の認定を受けた者に対する優先採択、要件緩和、補助率の嵩上げ等の優遇措置を設定。

3. 日本政策金融公庫による融資（令和4年10月1日からスタート）

輸出事業計画の認定を受けた者は、輸出促進を目的とした多用途に使用可能な独立の資金（農林水産物・食品輸出基盤強化資金）の借りが可能。

（注）融資決定に当たっては、別途、日本政策金融公庫及び民間金融機関による審査が必要。

4. 税制特例（5年間の割増償却措置）（令和4年10月1日からスタート）

輸出事業計画の認定を受けた者が、令和5年度末までに輸出事業計画に従って機械装置、建物等を取得した場合、当該資産の供用開始から5年間に渡って、割増償却の適用を受けることが可能。

（注）税制特例の適用を受けるためには、一定の要件をクリアすることが必要。

5. 支援チームによるサポート

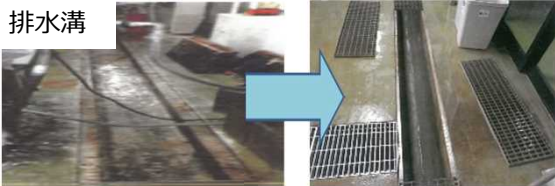
輸出事業計画の認定を受けた者は、国、JETRO、都道府県、専門家等のからなる支援チームによる継続的・一元的なサポートを受けることが可能。

食品産業の輸出向けH A C C P等対応施設の整備

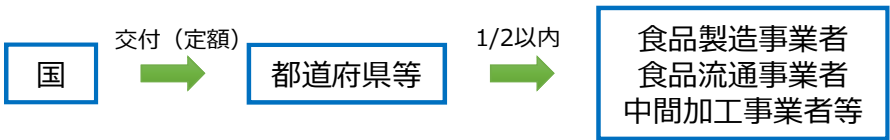
【令和4年度予算概算決定額 600（970）百万円】
（令和3年度補正予算額 6,400百万円）

<対策のポイント>
農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、**食品製造事業者等の施設の新設及び改修、機器の整備**を支援します。

<事業目標>
農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>	<事業イメージ>
1. 加工食品等の輸出拡大に向け、輸出先国の求める基準・条件等の規制に対応するため、製造・加工、流通等の施設の新設（かかり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費を支援します。 ① H A C C P等の認定取得に必要な規格を満たすための施設・設備 ② I S O、F S S C、J F S－C等の認証取得に必要な規格を満たすための施設・設備 ③ 検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備 2. 施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要なコンサル費等の経費（効果促進事業）を支援します。	 排水溝 施設の衛生管理の強化に向けた排水溝、床、壁等の改修  温度管理を要する装置・設備の導入  空気を經由した汚染の防止設備（パーティション）の導入  製造ラインに輸出専用のミキサーを追加導入し、添加物混入を回避

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課（03-6744-7184）

＜対策のポイント＞

加工食品の輸出にあたっては、中小企業単独では難しい食品添加物・包材・包装・表示等の規制が複層的に課せられており、関係者が連携した輸出体制を構築する必要があります。海外の規制・ニーズ等に詳しく、マーケティング、ブランディング立案等が可能な国内外の商社、コンサル等と連携し、地域の特色ある加工食品を輸出するため、**新商品・サービス開発**、GI取得等のブランド構築、輸出先国の規制・ニーズに適合した**商品開発・改良のために機械の改良・開発**等を支援し、タイムリーな海外市場獲得を目指します。

＜事業目標＞

- 加工食品の輸出額の拡大（2兆円〔2030年まで〕）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 特色ある商品・技術・製法のPRや実証試験等

新規開拓・商流拡大に向けた輸出先国の規制・ニーズにあった商品のPRや実証試験、また、GI取得等のブランド構築・ECサイトの構築、大手ECサイトへの売り込み・実店舗との連携に係る費用を支援します。

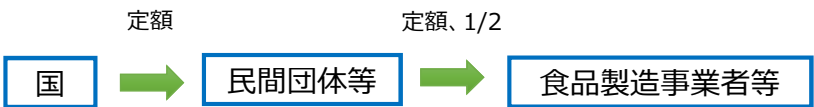
2. 輸出先国の規制等に適合した商品開発・改良

輸出先国の規制（食品添加物、容器・包装、表示等）・ニーズに対応する商品の開発・改良に係る費用を支援します。

3. 輸出先国の規制等に適合した商品開発・改良のために必要な機械の改良・開発等

規制・ニーズ等に対応する新商品の開発・改良、大ロット製造のために必要な施設整備に係る費用を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

新商品の開発・PR等



新商品の開発



試験販売



ECとのマッチング支援

新商品開発に必要な機械の改良・開発等



ニーズ対応商品の開発



賞味期限延長
商品の開発



大ロット製造の
ための機器

<対策のポイント>

食品等事業者・農林水産事業者が、豚熱や病害虫等の発生や輸出先国の規制などのリスクを伴う農林水産物・食品の輸出拡大のために必要な事業に積極的に取り組みやすくなるよう、民間金融機関から融資を受ける際に必要となった保証料の負担を軽減するための支援を行います。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 対象者
認定輸出事業計画に基づき、輸出事業に取り組む食品等事業者・農林水産事業者（ただし、中小企業者に限る。）

2. 措置内容等

①対象
食品等事業者・農林水産事業者が、認定輸出事業計画に基づいて行う輸出事業の実施に必要な資金の民間金融機関からの信用保証付き借入れ

②措置内容
①にかかる信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会等に支払った保証料に関して、借入当初5年間分の保証料の1/2相当額を支援します。

<事業の流れ>

<事業イメージ>

輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等

ハード事業

※優先採択とは、審査に当たってのポイントの加算等

(令和3年度補正予算)

1 産地生産基盤パワーアップ事業（新市場獲得対策）（優先採択）

新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備等を支援。

2 産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）（優先採択）

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な集出荷施設の整備等を総合的に支援。

ソフト事業

1 マーケットイン輸出ビジネス拡大緊急支援事業のうち

①戦略的輸出拡大サポート緊急対策事業のうち 分野・テーマ別海外販路開拓支援強化事業（要件緩和）

新たな需要創出が期待できる取組も含めて、分野・テーマ別に集中実施する民間事業者等による海外販路の開拓・拡大の取組を支援。

②コメ・コメ加工品の輸出事業者が取り組む海外需要開拓等支援（優先採択）

コメ・コメ加工品の輸出拡大を図るため、①輸出事業者が輸出産地等と連携して取り組む海外需要開拓等の取組の推進、②輸出拡大のために整備した精米施設・炊飯器等について、海外で求められる認証の取得等を支援。

2 輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立対策のうち

①海外向け戦略的サプライチェーン構築推進事業（優先採択）

輸出ターゲット国等において物流や小売等の企業も含む複数企業がコンソーシアムを形成して国内と海外市場の間の戦略的サプライチェーンを構築するための取組に対し、事業化可能性調査にかかる費用等を支援。

②水産物輸出拡大連携推進事業（優先採択）

生産・加工・流通・輸出等の水産バリューチェーン関係者が連携して国際マーケットに通用するモデル的な商流・物流の構築を行う際に必要となる費用を支援。

3 グローバル産地づくり緊急対策事業のうち

国際的認証取得等支援事業のうち有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業（優先採択）

農業者等による有機JAS認証・GAP認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP等）の取得や輸出向け商談、有機以外の農産物等の混入防止やGAP認証の取得に必要な農業機械リース、有機JAS認証・GAP認証普及等の取組を支援。

4 輸出環境整備緊急対策事業のうち

①輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業（優先採択）

食品製造事業者等に対して、輸出先国の規制に対応するために要する経費を支援し、また、輸出先国の食品製造施設等の登録及びその維持に係る手続に関する制度の周知・相談対応等を実施。

②畜産物モニタリング検査加速化支援事業（優先採択）

E U等向けの畜産物の輸出に必要な牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・生乳・ケーシングの残留農薬等モニタリング検査、乳牛農場におけるブルセラ・牛結核検査、羊、山羊のモニタリング検査を支援。

4 輸出環境整備緊急対策事業 続き

③コメ・コメ加工品の規制対応等に対する支援（優先採択）

コメ・コメ加工品輸出に取り組む事業者に対して、中国向け精米輸出に必要なくん蒸等の海外規制等の対応に要する費用を支援。

④植物品種等海外流出防止緊急対策事業（優先的に支援）

優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、品種登録（育成者権の取得）に係る経費を支援。

5 食品産業の国際競争力強化緊急対策事業（優先採択）

①有機JASやJFS規格認証のモデル実証を支援。

②フードテック等による新たな商品・サービスについて、ビジネスモデルの実証を支援。

6 木材産業国際競争力・製品供給力強化緊急対策のうち

①木材製品等の輸出支援対策のうち輸出先国の規格・基準等に対応した技術開発等支援事業（優先採択）

輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検査・実証を支援。

②木材製品等の輸出支援対策のうち高付加価値木材輸出促進緊急対策事業（優先採択）

CM、SNS等を活用したプロモーション活動を支援。

③木材製品等の輸出支援対策のうち特用林産物の販売促進活動支援（優先採択）

特用林産物の輸出先国へのプロモーション活動等を支援。

7 担い手確保・経営強化支援事業（優先採択）

農産物の輸出に向けた取組など意欲的な取組により農業経営の発展を図ろうとする担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援。

8 スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクトのうち 輸出拡大に貢献する栽培技術等の開発（優先採択）

スマート農業と連携しつつ、輸出拡大に貢献する栽培技術等の開発を支援。

<対策のポイント>
国際的に市場規模・取引量が拡大している中、輸出の機会を逸さないよう**有機JAS認証及びGAP認証の取得や商談の実施等**を支援します。

<事業目標>
農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業 77百万円

① 有機JAS認証取得等支援
有機農畜産物・加工品等の輸出拡大に向け、**農業者等による有機JAS認証の取得や、輸出向け商談、商品開発、有機以外の農産物等の混入防止に必要な農業機械リース等の取組**を支援します。

② GAP認証取得等支援
農産物の輸出拡大に向け、**農業者等によるGAP認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP等）の取得や、輸出向け商談、認証取得に必要な農業機械リース等の取組**を支援します。

③ 情報発信セミナー開催支援
有機JAS認証やGAP認証取得による輸出事例等を発信するセミナー開催を支援します。

2. GAP認証審査体制強化支援事業 10百万円

① GAP認証審査員育成支援
GAP認証取得拡大のボトルネックとなっているGAP認証審査員の確保に向け、**審査員候補者の研修受講**を支援します。

② GAP認証審査機関新規参入支援
GAP認証審査体制の強化に向けて、審査機関として参入を目指す事業者の**認定審査の受審**を支援します。

1. 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業

農産物等を輸出するぞ！

農業者等の取組を支援

認証の取得

商談会等へ出展

輸出事例

セミナーで情報収集

輸出拡大の促進

認証取得、商談の実施等により海外との取引先確保

2. GAP認証審査体制強化支援事業

新規審査

審査員候補者の研修受講、審査機関の新規参入の取組を支援

認証取得の円滑化のための環境を整備

審査体制の強化

審査件数の増大で審査が遅延

<対策のポイント>

マーケットインの発想に立った輸出の拡大に向け、食品製造事業者等に対して、輸出先国の規制に対応するために必要なラベルの切替等の製品仕様の変更や、輸出先国の規制に適合しているかどうかを確認するための試験経費等を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 中国等向けラベル切替等支援事業

87百万円

- ① 製品仕様の変更のため、原材料の調達先の調査、試験製造、表示ラベルの変更等の経費を支援します。
- ② 輸出先国から求められる食品の製造等を行う施設の登録に係る書類及び現地確認、輸出事業者への規制内容の周知、相談対応等を実施します。



表示ラベルの切替等に対する支援

2. EUにおけるプラスチック及び食品接触材に係る規制への対応

143百万円

- ① EU及び加盟国のプラスチック及び食品接触材（容器、包装等）に係る規制の調査を実施します。
- ② EUに輸出する茶及び加工食品等に使用される食品接触材に求められる適合宣言書の作成に係る経費を支援します。

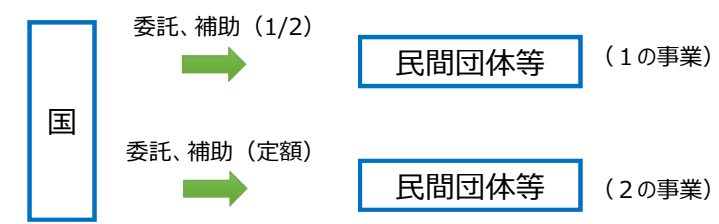


EUのプラスチック規制等の調査



適合宣言書作成に係る調査・相談等に対する支援

<事業の流れ>



JAS・JFS規格の認証支援に向けたモデル実証事業

【令和3年度補正予算額 60百万円】

<対策のポイント>

本年10月から実施した有機JAS制度の運用改善効果を実証するため、将来の輸出拡大に向けたステップとして**有機JAS認証取得予定者等の認証取得**を支援します。また、国内外の食品安全レベルの向上及び将来の輸出増大に向けたステップとして**JFS規格の認証取得等**、**取得促進のためのリモート監査導入**を支援します。

<事業目標>

- オーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%まで拡大（2050年まで）
- 日本発食品安全管理規格の普及拡大（5,000件〔2022年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 有機JASの認証支援に向けたモデル実証事業

30百万円

有機JAS制度の運用改善効果を実証するため、オーガニック市場の拡大や地域単位の有機農業の取組につながる売り先を確保している者やグループ単位で**申請**を行う者について、**将来の輸出拡大に向けたステップとして有機JAS認証申請者等**を支援します。

1.



- ・運用改善の実証
- ・有機JAS認証取得の推進
- ・オーガニック市場の拡大

2. JFS規格の認証支援に向けたモデル実証事業

30百万円

① JFS規格の取得促進に向けたモデル実証及び情報発信への支援

国内外の食品安全レベルの向上及び輸出に向けて中小事業者が段階的に食品安全に取り組むことができるよう、食品工場等における**JFS規格のモデル的認証取得**を支援するとともに、規格・認証等の効果的な普及のため、**セミナーの開催等、情報発信の取組**を支援する。

2.



② リモート監査システム構築に向けた取組への支援

食品工場等におけるJFS規格の取得促進のため、新型コロナウイルス感染の拡大を契機に必要性の高まっているICTを用いた**JFS規格におけるリモート監査導入に向けた取組**を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

(1の事業) 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室
(2の事業) 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課食品企業行動室

(03-6744-7182)
(03-3502-5743)3

輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置

ハード事業

※優先採択とは、審査に当たってのポイントの加算等

(令和4年度予算概算決定時点)

- 1 強い農業づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ) (優先採択)**
産地農業において中心的な役割を果たしている農業者団体や農業法人等による集出荷・貯蔵施設等の産地の基幹施設の導入等を支援。
- 2 農業農村整備事業等 (優先採択)**
農業の競争力強化のための農地の大区画化や汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、ため池の改修・統廃合等を推進。
- 3 農業競争力強化基盤整備事業 (補助率の嵩上げ)**
輸出事業計画関連の農地整備事業の実施計画策定を定額助成。
- 4 林業・木材産業成長産業化促進対策 (優先採択)**
川上と連携して木材の安定的・効率的な供給に取り組む木材加工流通施設及び特用林産振興施設の整備を支援。
- 5 浜の活力再生・成長促進交付金 (優先採択)**
漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン(浜プラン)」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた共同利用施設の整備等を支援。

ソフト事業

- 1 新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうち
フードテックを活用した新しいビジネスモデル実証事業 (優先採択)**
フードテック等による新たな商品・サービスについて、ビジネスモデルの実証を支援。
- 2 グローバル産地づくり推進事業のうち
規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業 (優先採択)**
日本発の規格・認証を活用した輸出のための環境整備を支援。
- 3 マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業 (要件緩和)**
新市場の獲得も含め、輸出拡大が期待される具体的かつ横断的な分野・テーマについて、民間事業者等による海外販路の開拓・拡大の取組を支援。
- 4 輸出環境整備推進事業 (優先採択)**
既存添加物等申請事業、施設認定等検査支援事業、畜水産モニタリング検査支援事業、国際的認証資格取得等支援事業により、輸出先国の規制に対応する環境整備を支援。
- 5 植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業 (優先的に支援)**
我が国優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、品種登録(育成者権の取得)や侵害対策に係る経費等を支援。
- 6 農業知的財産保護・活用支援事業 (優先的に調査)**
農業知的財産管理支援機関が海外における知的財産の侵害状況を一元的に監視・把握し、品種開発者の権利行使を支援するほか、農業に係る特許・商標の取得や活用に向けた取組等を支援。
- 7 持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策 (優先採択)**
省力樹形への新植・改植を支援。また、水田の樹園地への転換や既存産地の改良を通じた、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入等と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展等の取組を支援。
- 8 持続的生産強化対策事業のうち
茶・薬用作物等地域特産物体制強化促進事業 (優先採択)**
産地の戦略に基づく茶園の新植や改植、輸出向け栽培体系への転換、有機茶やてん茶(抹茶原料)栽培への転換、人材確保策の検討等による生産体制の強化、新需要開拓等に向けた茶の生産・加工技術の導入、コスト低減に資する生産・加工機械のリース導入等を支援。
- 9 持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援**
 - ①大規模契約栽培産地育成強化事業 (優先採択)**
実需者からの国産野菜の安定調達ニーズに対応するため、加工・業務用・輸出向けの契約栽培に必要な新たな生産・流通体系の構築、作柄安定技術、輸出先国のニーズに対応した生産技術の導入等を支援。
 - ②水田農業高収益作物導入推進事業(都道府県推進) (優先採択)**
水田農業における高収益な園芸作物の導入・産地化を実現するため、新たに園芸作物を導入する産地における合意形成、園芸作物の本格的な生産を始める産地における機械・施設のリース導入の取組等を支援。
- 10 農家負担金軽減支援対策事業(対象地区の拡大)**
土地改良事業の農家負担金の最大5/6を無利子で貸付けする事業の対象に、輸出事業計画の関連地区を追加。
- 11 中山間地農業推進対策 (優先採択)**
中山間地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援。
- 12 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業 (優先採択)**
製材・合板等の付加価値の高い木材製品の輸出拡大を図るため、企業の連携によるモデル的な輸出の取組を支援。

<対策のポイント>

輸出先として有望なアセアン諸国に向け、加工食品に係る日本発の規格・認証を活用した輸出のための環境整備を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. アセアン諸国向けJFS規格セミナー・商談会の開催の支援

輸出先として有望なアセアン諸国をターゲットに、JFS規格の認知度を向上させ加工食品の輸出拡大を図るため、JFS規格に関するセミナー及びJFS規格取得製品の商談会の開催を支援します。

2. 輸出拡大に向けたJFS規格のモデル的取得及び広報活動への支援

国内外の食品工場等におけるJFS規格のモデル的取得を支援し、海外のマスメディア等を活用して効果的な広報を展開するとともに、海外の流通・小売事業者や政府関係者を招いた工場視察の実施を支援します。

3. 海外における監査体制調査等への支援

国内外におけるJFS規格のステータス向上を図るため、輸出先国における様々な規格・認証の活用状況及び食品安全の監査体制に関する調査の実施や、食品安全に係る国際会議での情報収集等を支援します。

4. 輸出に資するJFS規格認証・適合証明取得のための支援

輸出に必要な衛生管理の普及を図るため、国内における潜在的な中小の製造事業者等が、輸出に必要な衛生管理の知識等を習得するための研修会等の実施を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



<事業効果>

- 食品安全管理の取組向上
- 日本の食・食文化の海外発信・輸出促進
- 日本が世界の食品安全のルールメイキングに参画

<対策のポイント>

農林水産物・食品輸出本部の下で、輸出先国の規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化、輸出手続の円滑化、輸出に取り組む事業者の利便性の向上、輸出先国が求める食品安全規制等に対応するための事業者の取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化 **434 (451) 百万円**

政府間交渉に必要となる**情報・科学的データの収集・分析**等、外国政府の**規制担当官**の我が国への**招へい**、輸出先国が求める**植物検疫上の要求事項**を満たすための**体制構築**を実施します。

2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上 **165 (180) 百万円**

都道府県、登録認定機関等における、研修等による**実務担当者**の能力向上、**人員の増強**や**検査機器の導入**、証明書の発行場所の拡大に向けた**体制整備**等を支援します。

3. 生産段階での食品安全規制への対応強化 **1,074 (1,061) 百万円**

① 事業者による輸出環境課題の解決に向けて、
ア 輸出施設のHACCP等認定
イ 畜水産物モニタリング検査
ウ インポートトレランス申請
エ **国際的認証取得・更新**
等を支援します。
② 生産海域の指定等に向けた基礎データの収集等を行います。
③ 国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及を行います。
④ HACCP認定施設の認定・監視等を行います。
⑤ 既存添加物等の安全性を示すデータ収集等を行います。
⑥ 輸出先国から求められる輸出事業者のリストの作成、管理を行います。

<事業の流れ>

国

委託、補助（定額、1/2以内）

民間団体等（1、3の事業）

定額

民間団体等

定額、1/2以内

民間団体等（2の事業）

<事業イメージ>

【1. 協議の加速化】



情報・科学的データの収集・分析

【2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上】

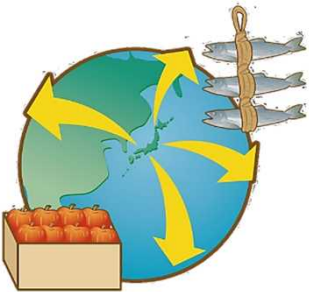


研修等による実務担当者の能力向上



証明書発行業務の人員増強

【3. 生産段階での食品安全規制への対応強化】



国際認証の取得・更新等の支援



畜水産物モニタリング検査等の支援



HACCP認定施設の認定・監視等

【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課（03-6744-2398）

「農林水産物・食品輸出プロジェクト」（GFP）を推進するため、**輸出産地形成に必要な計画の策定と実施に対する支援及び関連するハード・ソフト事業における優先採択等**により、輸出先国のニーズや規制等に対応した**輸出産地の形成を図ります**。

＜事業の内容＞ ※ 内容の詳細は変更されることがあります。

1 支援内容

輸出先国のニーズや規制等に対応した輸出産地の形成を進めるため輸出事業計画の策定、生産・加工体制や商流の構築、効果の検証と計画の見直しのPDCAサイクルの取組により、輸出目標を実現するための取組を支援します。

※計画期間は3年以内とし、生産・加工段階での取組を柱に、流通段階のテスト輸送・販売などの取組も支援します。

※都道府県をまたぐ産地間が連携して形成する産地も対象となります。

2 事業実施主体（助成対象者）

農林漁業者や食品製造加工事業者等を含む3者以上の連携体、協議会、農協、商工会議所、都道府県、市町村等

※品目や地域の実態に合わせた多様な体制で取り組むことができます。

※都道府県を通じて支援します。

※輸出に知見のある者が何らかの形で関与する体制をとる必要があります。

3 補助率 定額

4 関連事業（優先採択等の措置を実施）

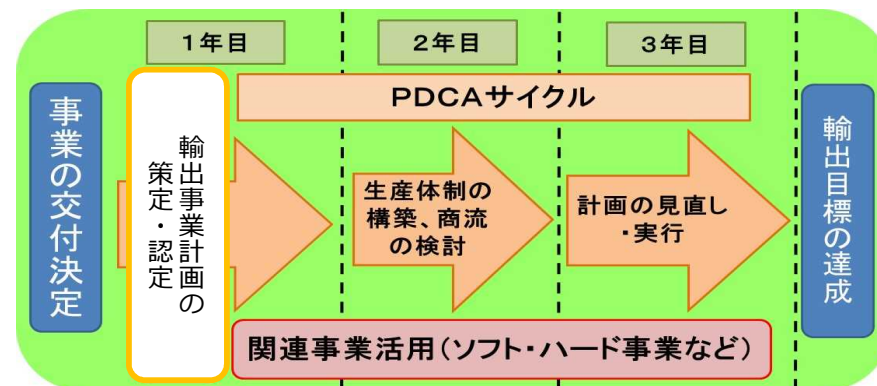
（関連事業は各事業の仕組みで実施）

・強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ・食品産業の輸出向けHACCP等
対応施設整備事業 ・浜の活力再生・成長促進交付金 等

※GFPグローバルづくり推進事業を活用せずに、輸出事業計画の認定を得て、関連事業の優先採択等を活用することもできます。

＜関連事業の活用例＞HACCP等対応の施設改修・導入、
輸出向け機械・施設の整備、輸出に必要な認証取得支援等
【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課輸出産地形成室（GFP事務局）（03-6744-7172）

＜事業イメージ＞



輸出産地のイメージ



ベトナム輸出対策済みナシ畑



EU輸出対策済み棚上げ盆栽



オーガニック茶畑



対米・EU向け牛肉加工施設

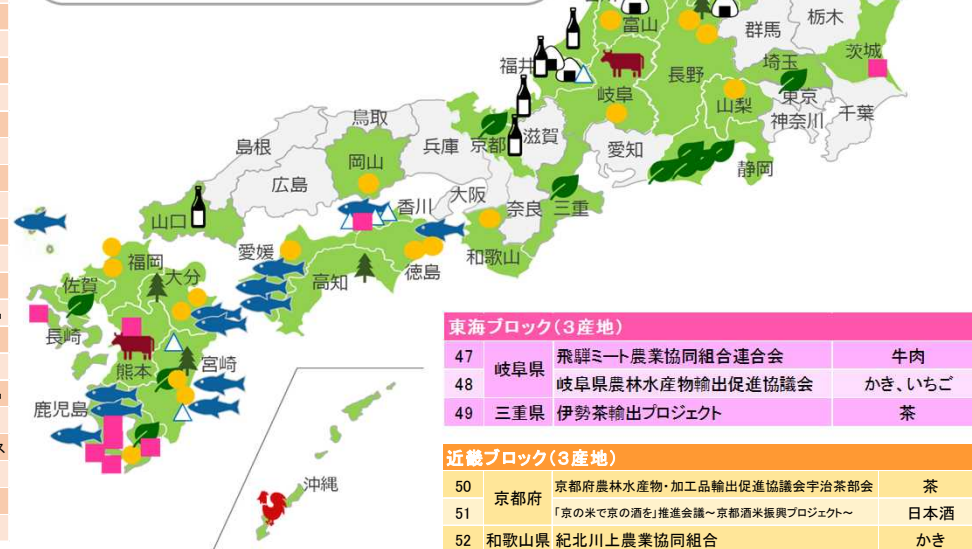
令和4年度 GFPグローバル産地づくり推進事業 採択産地

(令和4年10月現在)

中国四国ブロック(15産地)		
53	岡山県 全農岡山県本部	もも・ぶどう
54	山口県 やまぐちの農林水産物需要拡大協議会	日本酒
55	(株)販東食品	かんきつ・かんきつ加工品・茶
56	徳島県 西地食品(有)	かんきつ・しょうが加工品
57	徳島県 徳島魚市場(株)	ぶり・鮮魚・水産加工品
58	香川県 香川県漁業協同組合連合会	ぶり
59	香川県 石丸製麺(株)	麺類
60	香川県 大平やさい(株)	レタス
61	香川県 ヤマロク醤油(株)	醤油
62	香川県	冷凍麺
63	愛媛県 愛媛県漁業協同組合	まだい
64	愛媛県	すま
65	愛媛県 愛媛県漁業協同組合	ぶり・まだい
66	えひめ愛フード推進機構	かんきつ
67	高知県 高知米国市場開拓協議会	製材

九州・沖縄ブロック(30産地)		
68	福岡県 九州農産物通商(株)	かき・かき加工品
69	九州農産物通商(株)	かんきつ
70	佐賀県 うれしの茶グローバル産地協議会	茶
71	(株)アグリ・コーポレーション	かんしょ・かんしょ加工品
72	長崎県 対馬水産(株)	穴子・穴子加工品
73	(株)杉本本店	牛肉
74	(株)イチゴラス	いちご
75	大分県 大分県漁業協同組合	ぶり
76	大分県 大分県農業協同組合	ぶどう
77	大分県 大分県農業協同組合	かんきつ
78	日田木材協同組合	製材
79	(株)マルハニチロAQUA アクア事業所	ぶり
80	(株)ネイバーフッド	かんきつ
81	黒瀬水産(株)	ぶり
82	(株)かぐらの里	かんきつ
83	宮崎県 ジャパンキャビア(株)	キャビア
84	(株)高千穂ムラたび	甘酒・米菓子
85	南九州輸出茶コンソーシアム	茶
86	(株)MOMIKI	ソース混合調味料
87	(株)杉本商店	乾しいたけ
88	鹿児島県 鹿児島製茶(有)	茶
89	(有)かごしま有機生産組合	かんしょ・かんしょ加工品
90	東町漁業協同組合	ぶり
91	(有)大崎農園	だいこん
92	鹿児島県 鹿児島県経済農業協同組合連合会	かんしょ・かんしょ加工品
93	鹿児島県 鹿児島県漁業協同組合連合会	ぶり
94	(株)指宿やさいの王国	かんしょ・キャベツ・レタス
95	(株)大吉農園	キャベツ・かぼちゃ
96	枕崎水産加工業協同組合	かつお
97	沖縄県 琉球飼料・瀬底養鶏場・エングループ輸出拡大コンソーシアム	鶏卵

北陸ブロック(18産地)		
29	にいがた有機農業輸出促進協議会	コメ
30	新・新潟米ネットワーク(同)	コメ
31	(株)想樹	梨
32	新潟県酒造組合	日本酒
33	新発田市米輸出促進協議会	コメ
34	(株)くにみ農産	コメ・かき・かき加工品・そば加工品
35	(有)エコ・ライス新潟	コメ
36	越後製菓(株)	コメ加工品・バックご飯
37	(同)新潟小規模蒸溜所	ウイスキー
38	弥彦村	枝豆加工品
39	(有)グリーンパワーなのはな	コメ・コメ加工品
40	(農)富山干柿出荷組合連合会	干柿
41	石川県 (有)わくわく手づくりファーム川北	クラフトビール
42	(株)エコファームみかた	梅酒
43	(株)ペントフォー	コメ・コメ加工品
44	福井県 福井県農業協同組合	コメ
45	(株)マイセンファインフード	大豆加工品
46	シンフォニー吉田酒造(株)	日本酒



東海ブロック(3産地)		
47	岐阜県 飛騨ミート農業協同組合連合会	牛肉
48	岐阜県 岐阜県農林水産物輸出促進協議会	かき、いちご
49	三重県 伊勢茶輸出プロジェクト	茶

近畿ブロック(3産地)		
50	京都府 京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会宇治茶部会	茶
51	「京の米で京の酒を」推進会議～京都酒米振興プロジェクト～	日本酒
52	和歌山県 紀北川上農業協同組合	かき

北海道ブロック(7産地)		
1	新ブランド農産物生産組合 あつさぶ農匠	かぼちゃ
2	新篠津村農業協同組合	コメ
3	新篠津村農業協同組合	たまねぎ
4	北海道 栗山町日本酒輸出拡大連携協議会	日本酒・酒米加工品
5	十勝清水町農業協同組合	大豆・小豆加工品
6	中札内村農業協同組合	枝豆加工品
7	北海道産畜肉輸出産地形成コンソーシアム	牛肉・豚肉

東北ブロック(9産地)		
8	いわて農林水産物国際流通促進協議会	りんご
9	岩手県 いわて農林水産物国際流通促進協議会	牛肉
10	いわて農林水産物国際流通促進協議会	コメ
11	南気仙沼水産加工事業協同組合	サメ肉
12	宮城県 (株)ヤマナカ	牡蠣
13	石巻食品輸出振興協議会	水産加工品・鮮魚
14	秋田県 大湯村農産物・加工品輸出促進協議会	コメ・コメ加工品
15	山形県 朝日町果樹組合連絡会議	りんご
16	(株)マンカウィル東北	りんご・もも

関東ブロック(12産地)		
17	茨城県 なめがたしおさい農業協同組合	かんしょ
18	埼玉県 狭山茶輸出促進協議会	茶
19	山梨県 アグベル(株)	ぶどう
20	(株)小池えのき	エノキタケ加工品
21	(株)フルプロ	りんご
22	長野県 (株)秀果園	りんご・ぶどう・ぶどう加工品
23	(有)小柳農園	コメ・コメ加工品
24	(株)MARUMAGO	茶
25	MATCHA KAORI JAPAN (株)	茶
26	静岡県 静岡県茶業振興協議会	茶
27	(株)流通サービス	茶
28	(株)かけがわ有機の郷	茶

2030年輸出 5 兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の実施

【令和 3 年度補正予算額 43,291百万円】

<対策のポイント>

5 兆円目標の実現に向け、官民一体となった海外での販売力の強化、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し、省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等を支援します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2 兆円〔2025年まで〕、5 兆円〔2030年まで〕）

<事業の全体像>

1 品目別輸出目標の達成に向けた官民一体となった海外での販売力の強化 【90億円】		2 マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し 【94億円】	
(1) オールジャパンでのマーケットイン輸出の取組強化 - 品目団体が輸出重点品目についてオールジャパンで行う海外販路開拓・市場調査等の早急な輸出力強化に向けた取組を支援 - 品目団体と連携した、J E T R O による輸出事業者サポート、J F O O D O による重点的・戦略的プロモーション、民間事業者等による海外販路の開拓・拡大の取組を支援 - コメ・コメ加工品の海外需要の開拓等を支援 - 日本食・食文化の情報発信等を実施 (2) 海外での輸出支援体制の確立 - 主要な輸出先国・地域において、J E T R O 海外事務所と在外公館等が連携した輸出支援プラットフォームを立ち上げ、輸出事業者を支援する体制を整備 - 有望な海外市場への物流・商流づくりなどの戦略的サプライチェーンの構築を支援 - 輸出を牽引する現地小売・飲食店や輸入商社等と連携した日本産食材等の販路拡大等の取組を支援 等		(1) 輸出産地・事業者の育成・展開 - G F P を活用した、輸出事業計画の策定・実行や輸出産地サポーターの取組強化を通じた輸出産地の育成、規制・ニーズに対応した地域の特色ある加工食品の開発・改良等を支援 - 輸出に取り組む事業者等へのリスクマネーの供給を支援 (2) 一貫したコールドチェーンによる輸出物流の構築 - 輸出物流ネットワーク構築に向けた環境調査、地方の港湾・空港も活用した最適な輸送ルートのためのモデル実証、設備・機器導入等を支援 (3) 畜産物輸出コンソーシアムの推進 - 畜産農家・食肉処理施設等・輸出事業者で組織するコンソーシアム（事業共同体）が取り組む、商流の構築や輸出先国の求めに応えるための取組等を支援 等	
3 省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等 【249億円】			
(1) 輸出促進に向けた環境整備 - 製品仕様の変更に伴う経費、輸出施設の H A C C P 等認定加速化、インポートトレランス申請、畜産物モニタリング検査、コメ・コメ加工品の輸出に必要な規制対応等を支援 - 加工食品の国際標準化対応や我が国の規格認証の普及等、輸出先国ニーズの対応に向け、食品産業の課題解決の取組を支援		(2) 輸出先国の規制や需要に対応した加工施設等の整備 - 加工食品等の輸出拡大に必要な製造・加工、流通等の施設の新設及び改修、機器の整備を支援 - 農産物等の輸出拡大に必要な集出荷貯蔵施設、コールドチェーン対応型の卸売市場等の整備を支援 - 大規模な水産物流通・生産の拠点での共同利用施設・養殖場等の一体的整備を支援 - 畜産物の輸出拡大を目的とした食肉処理施設の再編等を支援	
		(3) 日本の強みを守るための知的財産対策の強化 - 海外での品種登録・育成者権侵害対策、品種登録審査に必要な栽培試験施設の整備を支援 (4) その他 - 木材製品等の国際競争力強化に向け、経営者育成や輸出先国のニーズに対応した製品・技術開発、販売促進活動や重点プロモーション活動等を支援 39 等	

2030年輸出 5 兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の実施

【令和4年度予算概算決定額 10,787（9,908）百万円】
（令和3年度補正予算額 43,291百万円）

- <対策のポイント>
- 5兆円目標の実現に向けて、官民一体となった海外での販売力の強化、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し、省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等を支援します。
- <政策目標>
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の全体像>

1 品目別輸出目標の達成に向けた官民一体となった海外での販売力の強化 【35億円】 (1) マーケットインによる海外での販売力の強化 - 品目団体が輸出重点品目についてオールジャパンで行う海外販路開拓・市場調査等の輸出力強化に向けた取組を支援 - J E T R O・J F O O D Oが行う、品目団体等と連携した販路開拓や戦略的プロモーション等を支援 - 主要な輸出先国・地域において、J E T R O海外事務所を活用し、在外公館等と連携してプラットフォームを立ち上げ、輸出事業者を専門的かつ継続的に支援 - 海外料理人の育成や日本産食材サポーター店の拡大、海外消費者等に対する情報発信等を通じた日本食・食文化の魅力発信を支援 (2) 食産業の海外展開の後押し - 食産業の海外展開を促進するため、官民協議会を通じた海外展開への支援、実践的な海外展開ガイドラインの策定等を実施	2 マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し 【14億円】 (1) 輸出産地の育成・展開 - 輸出産地サポーター等を活用した輸出産地の育成、輸出産地による輸出事業計画の策定や実行の取組を支援 - G F Pを活用した、輸出産地サポーターの活動強化、輸出産地を海外市場と繋げる地域輸出商社等の輸出事業者の育成等を実施 - 輸出リスクに対応し、融資を円滑化するため、信用保証に係る保証料を支援 (2) 地域産業の強みを活かした加工食品の輸出の取組支援 - 地域の食品産業を中心とした多様な関係者が参画した地域食品産業連携プロジェクト（L F P）を構築して行う、社会的課題解決と経済的利益の両立を目指した持続可能な新たなビジネスモデルの創出を支援
3 省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等【59億円】 (1) 規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化 - 政府間交渉に必要となる情報・科学的データの収集・分析、輸出先国が求める植物検疫上の要求事項を満たすための体制構築等を実施 (2) 輸出手続の円滑化、利便性の向上 - 研修等による実務担当者能力向上、人員の増強や検査機器の導入、輸出証明書の発行場所の拡大に向けた体制整備等を支援 (3) 生産段階での食品安全規制への対応強化 - 輸出施設のH A C C P等認定、畜水産物モニタリング検査、インポートトランス申請、国際的認証取得・更新等を支援 (4) 輸出向け施設の整備 - 食品産業に対する輸出向けH A C C P等対応施設の整備を支援 - コンソーシアム（畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者で組織する事業共同体）が取り組む、畜産物の流通構造の高度化等に必要な施設の整備等を支援 (5) 知的財産の流出防止、侵害対策 - 海外での品種登録、東アジア地域における共通の出願審査システムの導入による審査協力体制の構築、海外での防衛的許諾、加工品等のG I登録等を支援、相手国における我が国G Iの不正使用等の監視を強化	

5兆円目標に向けた更なる輸出拡大を目指す

40

2030年輸出 5 兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の実施

【令和 5 年度予算概算要求額 14,130 (10,787) 百万円】

<対策のポイント>

5 兆円目標の実現に向けて、官民一体となった海外での販売力の強化、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し、省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等を支援します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2 兆円 [2025年まで]、5 兆円 [2030年まで]）

<事業の全体像>

1 品目別輸出目標の達成に向けた官民一体となった海外での販売力の強化 【46億円】

（1）マーケットインによる海外での販売力の強化

- ・ マーケットイン輸出の実現に向けて品目団体、JETRO及びJFOODOが連携して行う販路開拓、市場調査や商流構築などの輸出力強化に向けた取組を支援
- ・ 主要な輸出先国・地域において、JETRO海外事務所を活用し、在外公館等と連携して輸出支援プラットフォームを設置・運営し、輸出事業者を専門的かつ継続的に支援
- ・ 海外料理人の育成や日本産食材サポーター店の拡大、日本食・食文化に関する食体験コンテンツの磨き上げ等を支援

（2）食産業の海外展開の後押し

- ・ 食産業の海外展開を促進するため、輸出支援プラットフォーム、官民協議会を通じた海外展開への支援等

2 マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し 【20億円】

（1）輸出産地・事業者の育成・展開・安定供給体制の強化

- ・ 輸出産地サポーター等を活用した輸出産地の育成、輸出産地による輸出事業計画の策定や実行の取組を支援
- ・ GFPを活用した、産地・事業者への輸出診断や商流構築など輸出熟度や規模に応じた伴走支援、輸出支援プラットフォーム等と連携したセミナーなどの取組を支援
- ・ 輸出リスクに対応し、融資を円滑化するため、信用保証に係る保証料を支援

（2）地域産業の強みを活かした加工食品の輸出の取組支援

- ・ 加工食品のPR・実証試験・輸出人材の育成、商品開発に必要な機械の整備等の地域の中小食品製造業者、商社等の関係者が連携して行う輸出促進の取組を支援等

3 省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等【75億円】

（1）規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化

- ・ 政府間交渉に必要な情報・科学的データの収集・分析、輸出先国が求める植物検疫上の要求事項を満たすための体制構築等を実施

（2）輸出手続の円滑化、利便性の向上

- ・ 研修等による実務担当者の能力向上、人員の増強や検査機器の導入、輸出証明書の発行場所数の増加に向けた体制整備等を支援

（3）生産段階での食品安全規制への対応強化

- ・ 輸出施設のHACCP等認定、畜水産物モニタリング検査、インポートトレランス申請、国際的認証取得・更新、施設登録規制への対応等を支援

（4）輸出向け施設の整備

- ・ 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備を支援
- ・ コンソーシアム（畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者で組織する事業共同体）が取り組む、食肉の流通構造の高度化等に必要な施設の整備等を支援

（5）知的財産の実効的な管理・保護と海外流出の防止

- ・ 育成者権管理機関が育成者権者に代わって行う知的財産権の管理や国内外の侵害への警告・訴訟対応等の取組、国内外におけるGIの侵害対応等を支援等

5 兆円目標に向けた更なる輸出拡大を目指す

輸出事業者向け補助事業等の検索方法

- ① 下記URLをクリックします。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/yosan_setsume.html

- ② 上記ホームページ上の「1. 概要」に添付されているExcelファイルを開きます。

- ③ご関心の支援内容をソート(並び替え)します。事業ごとに動画・資料を掲載していますので、ピンク部分の資料番号のページを確認いただき、何かございましたら事業担当課までご連絡ください。

例:「輸出販路開拓に向けて商社・海外バイヤーとマッチングしたい」をソート

農林水産省

会見・報道・広報	政策情報	統計情報	申請・お問い合わせ	農林水産省について
----------	------	------	-----------	-----------

ホーム > 輸出・国際 > 予算事業 > 輸出事業者に対する輸出予算の説明会

輸出事業者に対する輸出予算の説明会

農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)会員をはじめ輸出に取り組む事業者向けに、農林水産省「輸出事業者に対する輸出予算の説明会」の動画を令和4年2月4日よりオンラインにて配信いたします。

施設整備や規制対応に係る支援・海外プロモーション支援・輸出販路開拓に向けた支援など、皆様の輸出ビジネス拡大に活用いただける補助事業等を農林水産省担当よりわかりやすく紹介させていただきます。

1. 概要

令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算における輸出のための補助事業等について説明動画と資料を令和4年2月4日に公開しました。

この説明会では、現在公募中又は今後公募が予定されている補助事業等をご紹介します。

また、ご紹介する事業と各事業が対応する支援二重や対象品目について、以下のとおり輸出予算逆引き表を作成しましたのでご活用ください。

輸出予算逆引き表(EXCEL:40KB)

クリック

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

「世界に売り込め！ほくりく輸出サポートメール」の配信

農林水産物・食品の輸出関連情報を タイムリーにお届けします！

北陸農政局では、輸出促進事業、輸出先国・地域における規制の情報、輸出施策情報など、当局が所掌する輸出関連情報をお届けする「世界に売り込め！ほくりく輸出サポートメール」の配信を行っております。

毎月1回（5日頃）の定期便＋臨時便の配信で、最新の情報をタイムリーにお届けしており、農林水産物・食品の輸出に携わっている幅広い関係者の皆様に、輸出促進の一助にしていきたいと思っております。

「輸出サポートメール」の主な構成

- （１）新着情報：報道発表等の最新情報、説明会やイベント等の開催案内
- （２）補助事業：輸出関連の補助事業情報
- （３）施策情報：GAP、HACCP、GI、農泊、動植物検疫等の施策情報

申込みはこちらの
QRコードから



お申込みはこちらでも → <http://www.maff.go.jp/hokuriku/food/export/mm.html>

農林水産物・食品輸出基盤強化資金（日本政策金融公庫法の特例）

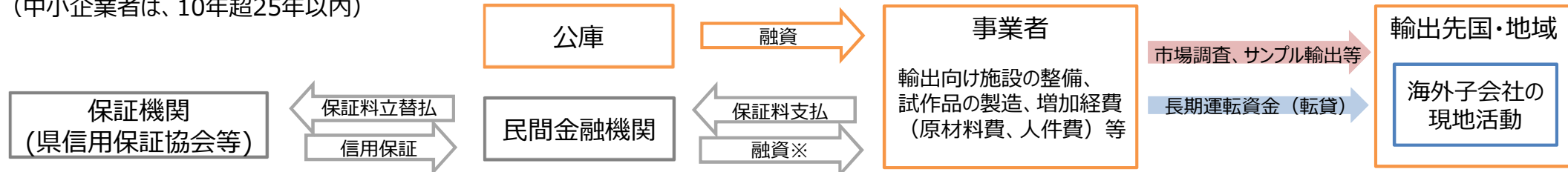
(改正輸出促進補施行（R4.10.1）からスタート)

- 輸出にチャレンジする事業者を資金面から強力に後押しするため、制度資金を創設。
- ポイントは、
 - ① 輸出促進を目的に、**多用途にわたって有利に融資を受けられる独立の資金。**
 - ② **非食品の品目もカバーし、長期運転資金や海外子会社への転貸も可能にするなど多様なニーズに対応。**
 - ③ **償還期限は25年以内のため大規模投資に対応。**

資金の概要

- 1 **貸付対象者** 認定輸出事業者（農林水産事業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者等）
- 2 **貸付限度額** 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額（民間金融機関との協調融資を想定）
- 3 **資金使途** 改正輸出促進法に基づく認定輸出事業計画に従って実施する事業であって次に掲げるもの
 - ① 農林水産物・食品の輸出事業に必要な製造施設、流通施設、設備の整備・改修費用
例：EU向け水産物の輸出に必要なHACCP等に対応した加工施設の整備費用、ハラールに対応した食肉処理施設の整備費用、添加物等のコンタミネーションを防止するための製造ラインの増設費用
 - ② 長期運転資金
例：商品の試作品の製造費用、市場調査やニーズ調査に係る費用、サンプル輸出や商談会への参加に係る費用、プロモーション活動費、製造ライン本格稼働までに必要な増加経費（原材料費、人件費など）
 - ③ 海外子会社等への出資・転貸に必要な資金
（転貸に必要な資金の使途は①・②。）

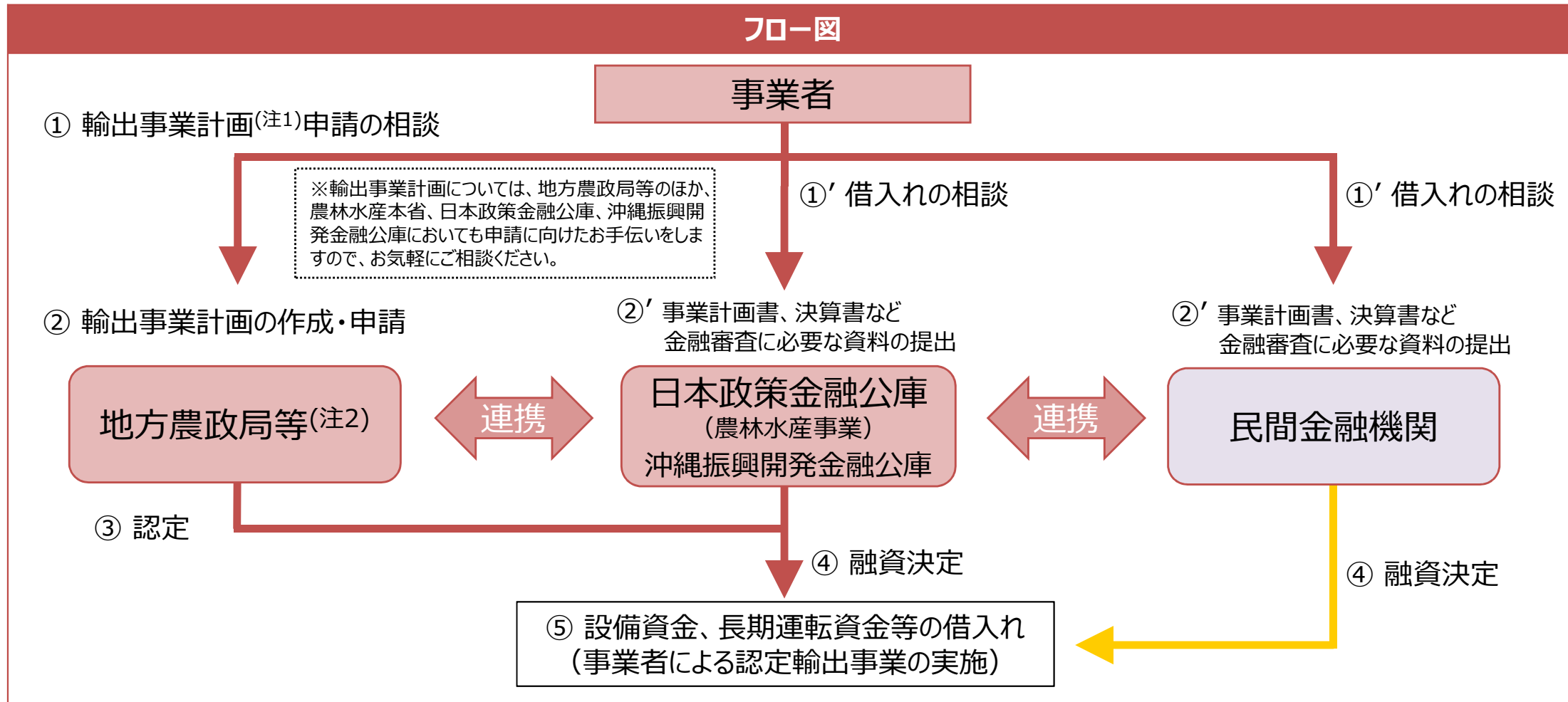
- 4 **償還期限**
25年以内（うち据置期間 3 年以内）
（中小企業者は、10年超25年以内）



※民間金融機関から保証付き借入れをする場合、農林水産省の令和4年度予算事業により、支払った保証料のうち、借入当初から5年間、保証料の1/2相当額の支援が受けられます。

農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）の借入手続きについて

- 公庫から農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）を借り入れるためには、輸出事業計画を作成し、農林水産省（地方農政局等）から認定を受ける必要があります。
- 公庫・民間金融機関への借入の相談と平行して、地方農政局等に対し輸出事業計画の申請に向けた相談を開始してください。
- 融資の決定に当たっては公庫による金融審査があります。



(注1) 輸出事業計画とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく計画で、輸出に関して今後取り組む内容として、「目標」「対象となる農林水産物又は食品及びその輸出先国」「内容及び実施期間」「実施に必要な資金の額及びその調達方法」等について記載するものです。

(注2) 輸出事業計画は、最寄りの地方農政局輸出促進課（北海道は北海道農政事務所事業支援課、沖縄県は沖縄総合事務局食料産業課）に提出してください。

農林水産物・食品の輸出拡大に向けた税制上の措置（租税特別措置法にて別途措置）

（令和4年10月1日からスタート）

- 農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、5年間の割増償却措置を講じ、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押し。

特例の概要

- 輸出促進法の改正を前提に、改正法の施行から令和5年度末までの間に、認定輸出事業者が輸出事業計画に従って機械装置、建物等を取得等した場合、当該資産について、
 - ① 機械装置は30%、
 - ② 建物及びその附属設備並びに構築物は35%の割増償却を5年間行うことができる。

特例の要件

- ① 導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であること

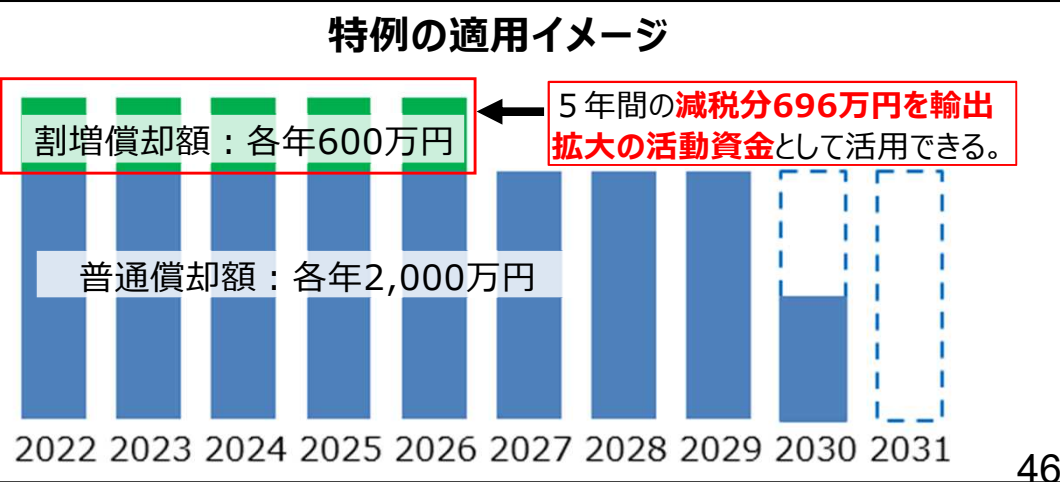
年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
割合	15%	20%	25%	30%	40%	50%

- ② 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと
- ③ 農産物等輸出拡大施設整備事業による補助金を受けないこと

割増償却の効果

- 2億円の製造用設備（耐用年数10年）を導入した場合、設備導入後5年間に於いて、2,000万円/年の普通償却額に加え、600万円/年※1の割増償却が可能となり、約139万円/年※2の法人税が軽減。

※1 普通償却額（2,000万円）×割増償却率（30%）＝600万円
※2 割増償却額（600万円）×法人税率（23.2%）≒139万円



輸出税制の適用を受けるための判断チャート表（4つのポイント）

スタート

ゴール

ポイント①
取得する施設は「機械装置」「建物」「建物附属設備」「構築物」だ。

YES



ポイント②
「食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業」や「農産物等輸出拡大施設整備事業」の補助金は受けない。

YES



ポイント③-1
【非食品を扱う施設の場合】
そのままYESに進む。

YES



ポイント④
供用を開始した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上となっている。

YES



割増償却の適用

NO



取得する施設が「車両」「運搬具」「船舶」「工具」「器具」「備品」などの場合、輸出税制は適用されません。

NO



上記補助金を受けて施設を整備する場合、輸出税制は適用されません。
なお、上記以外の補助金であれば輸出税制との併用が可能です。



ポイント③-2
【食品を扱う施設の場合】
施設整備の目的は、輸出先国・地域の規制に対応するためではなく、取引先のニーズ（増産要請等）に対応するためである。（注）

NO



輸出税制は適用されません。

NO



輸出税制は適用されません。
なお、年度ごとに適否を判断しますので、毎年度連続でクリアできなくても、クリアした年度だけ適用することは可能です。



輸出事業計画認定時の要件

施設の取得

供用開始後の要件

（注）①輸出促進法第17条に基づき輸出先国・地域の政府機関（中国、シンガポール等）から適合施設の認定を受けるための対応、対米HACCPや対EU-HACCPへの対応などは規制対応となり、本税制の対象になりません。

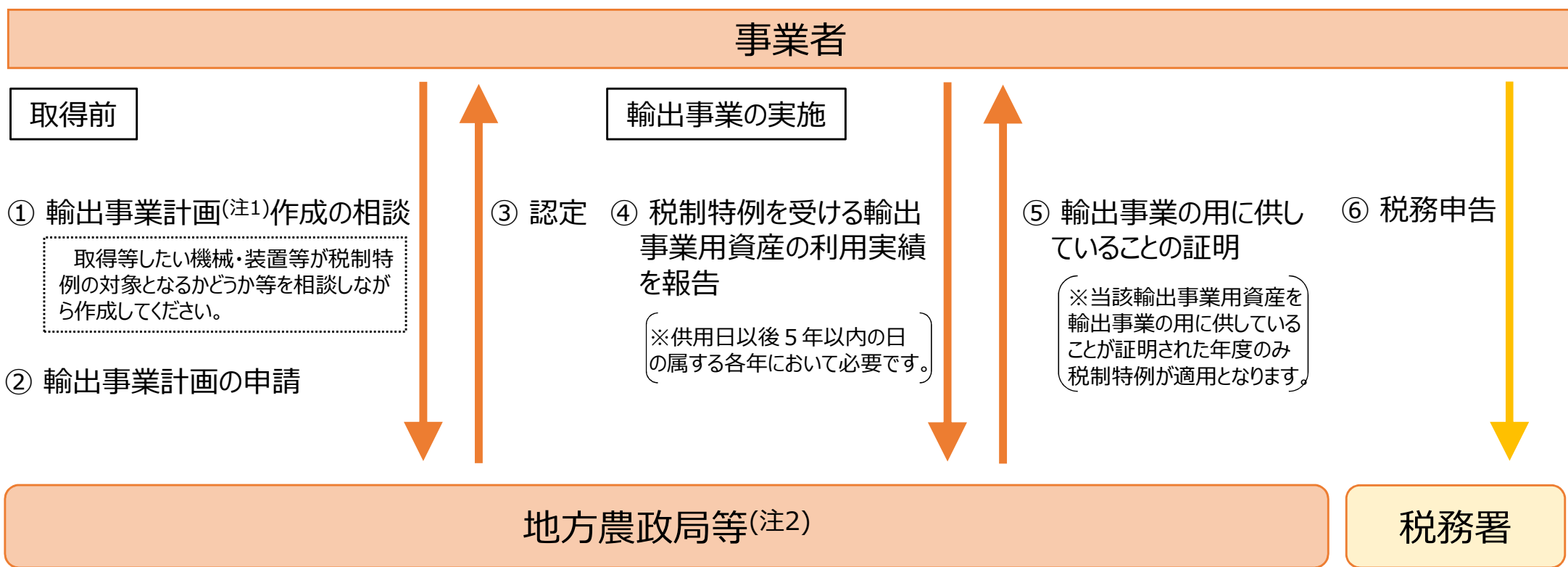
②一方、①の施設内においても、取引先からの増産要請等に対応するため、新たに機械装置を整備してラインに組み込む場合などはニーズ対応となり、本税制の対象になります。



輸出事業用資産の割増償却を受けるための手続きについて

- 税制特例を受けるためには、輸出事業計画を作成し、農林水産省（地方農政局等）から認定を受ける必要があります。
- 輸出事業に必要な機械・装置、建物等を取得等したい場合には、各種補助金の利用等も含めて、地方農政局等に前広にご相談ください。
- また、税制特例の適用については、取得等した機械・装置、建物等を輸出事業の用に供しているか、毎年度（供用日から5年間）、地方農政局等の証明を受ける必要があります。

フロー図



(注1) 輸出事業計画とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく計画で、輸出に関して今後取り組む内容として、「目標」「対象となる農林水産物又は食品及びその輸出先国」「内容及び実施期間」「実施に必要な資金の額及びその調達方法」等について記載するものです。

(注2) 輸出事業計画の相談・申請、実績の報告等は、最寄りの地方農政局輸出促進課（北海道は北海道農政事務所事業支援課、沖縄県は沖縄総合事務局食料産業課）に行ってください。

税制の対象となり得る施設整備の例①

○ 水産加工施設

1 整備を行う趣旨

- ・ 冷凍ホタテ貝柱の輸出に手応えがあるが、計量・包装工程を手作業で行っており、生産能力が低いことが課題。
- ・ 計量・包装ラインを整備し、生産能力を強化。

2 整備内容

- ・ 自動計量・包装・梱包設備 等



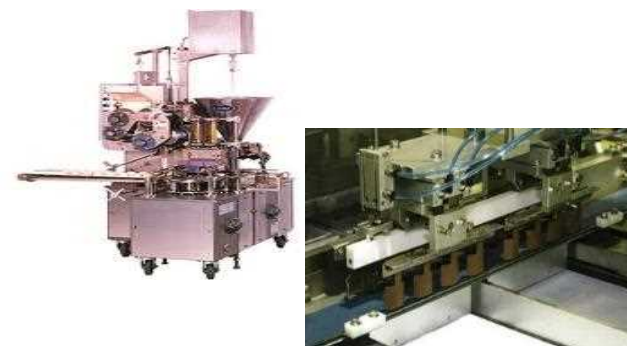
○ 加工食品製造施設

1 整備を行う趣旨

- ・ 高まる海外需要に応えるため、グルテンフリー・ノンミート餃子を製造。
- ・ 専用工場化のため製造ラインを整備。

2 整備内容

- ・ 餃子製造用機械
- ・ トレー詰め機 等



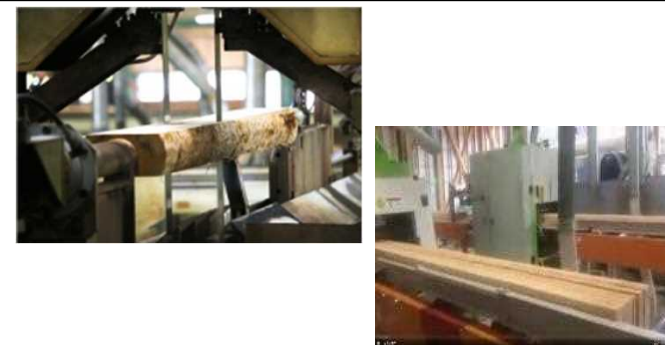
○ 木材加工施設

1 整備を行う趣旨

- ・ 米国で流通する木材の規格に合わせて木材を加工するため、対応できる製造ラインを整備。

2 整備内容

- ・ 製材設備
- ・ 板引き設備 等



税制の対象となり得る施設整備の例②

○ 物流拠点施設

1 整備を行う趣旨

- ・ リーファーコンテナに常温の外気が入ると結露が発生し、農産物等に影響。
- ・ バンニング時の機密性を保持し、コールドチェーンを確保するため、ドックシェルターを整備。

2 整備内容

- ・ ドックシェルター
(既存の冷蔵・冷凍倉庫を活用)



○ 青果集出荷施設

1 整備を行う趣旨

- ・ 長期間の輸送・保管に耐えるため、高度な鮮度保持処理を行う施設を整備。
- ・ また、海外の求める規格に適合したものを選別。

2 整備内容

- ・ 予冷・貯蔵倉庫



○ 酒類製造施設

1 整備を行う趣旨

- ・ 代理店を通していない当社の商品が劣悪な環境で流通し、現地で競合。ブランドを毀損。
- ・ トレーサビリティのため商品毎にQRコードを印字。

2 整備内容

- ・ レーザー印字装置、
- ・ トレーサビリティシステム 等



QRコードをレーザー印字した王冠

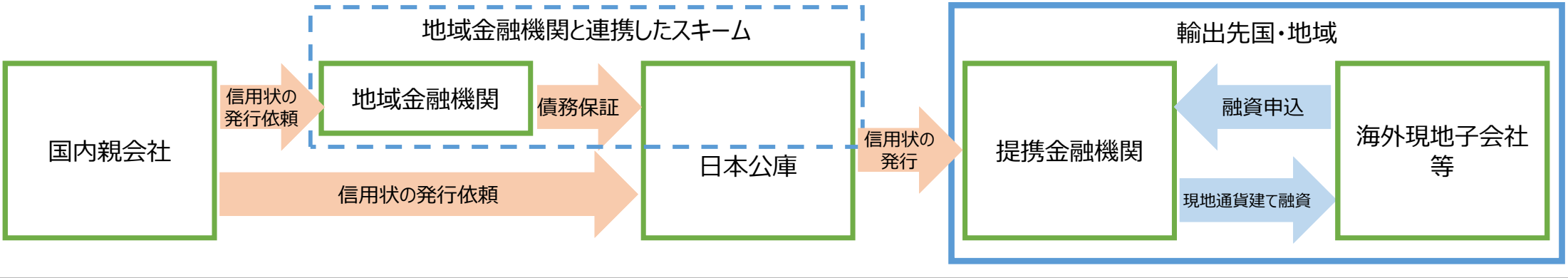
日本政策金融公庫によるスタンバイ・クレジット（日本政策金融公庫法の特例）

○ 輸出の促進に必要な、海外での事業展開に関し、海外現地子会社等が、海外に拠点を有する提携金融機関から現地通貨建ての融資を受けるにあたり、その債務を保証するために日本公庫が信用状（スタンバイ・クレジット）を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援。

制度利用のメリット

- 海外での円滑な資金調達
日本公庫が発行する信用状を担保に活用し、提携金融機関から円滑に日本公庫の信用力を勘案した金利で融資を受けることができる。
- 為替リスクの回避
現地流通通貨にて借入を行うことで、現地の事業活動で得た資金をそのまま返済に充てることができ、資金調達・返済にかかる為替リスクを回避できる。
- 国内親会社の財務体質の改善
海外現地子会社等が国内親会社から資金調達(出資受入や借入)する場合に比べ、国内親会社のバランスシートがスリム化できる。
- 海外での経営管理体制の強化
本制度の利用をきっかけとして、提携金融機関との取引を開始・拡大し、海外での資金調達や情報収集の強化を図ることができる。

スキーム図



提携金融機関

- 平安銀行（中国） ■ インドステイト銀行（インド） ■ バンクネガラインドネシア（インドネシア） ■ 山口銀行（日本）【対象地域：中国】
- 名古屋銀行（日本）【対象地域：中国】 ■ 横浜銀行（日本）【対象地域：中国】 ■ KB 国民銀行（韓国） ■ CIMB 銀行（マレーシア）
- バルデ銀行（メキシコ） ■ メトロポリタン銀行（フィリピン） ■ ユナイテッド・オーバーシーズ銀行（シンガポール） ■ 合作金庫銀行（台湾）
- バンコック銀行（タイ） ■ ベト・イン・バンク（ベトナム） ■ HDバンク（ベトナム）（本店所在地の英語名のアルファベット順）